

## ○神奈川大学大学院学則

昭和42年4月1日

施行

## 第1章 総則

## (設置の目的)

第1条 神奈川大学大学院（以下「本大学院」という。）は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

2 本大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものを専門職大学院という。

## (点検・評価)

第1条の2 本大学院は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的を達成するため、関係法令の定めるところにより、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、これを公表するものとする。

2 本大学院は、前項の点検及び評価の結果について、6年ごと（専門職大学院にあっては5年ごと）に文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるとともに、本大学院以外の機関が行うその他の評価等を通じ、その検証並びに教育研究活動等の改善及び充実に努めるものとする。

3 前2項の点検及び評価を行うにあたっての項目の設定、実施体制等については、別に定める。

## 第1条の3 削除

## (情報の公表)

第1条の4 本大学院は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって公表するものとする。

- (1) 本大学院の教育研究上の目的に関すること。
- (2) 教育研究上の基本組織に関すること。
- (3) 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること。
- (4) 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること。

- (5) 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること。
- (6) 学修の成果に係る評価及び修了の認定に当たっての基準に関すること。
- (7) 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること。
- (8) 授業料、入学金その他の本大学院が徴収する費用に関すること。
- (9) 本大学院が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること。

(本大学院の課程)

第2条 本大学院に修士課程、博士課程及び専門職学位課程を置く。

- 2 博士課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。
- 3 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。
- 4 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

(課程の区分と修業年限)

第3条 博士課程の標準修業年限は5年とし、これを前期2年、後期3年の課程に区分し、前期2年の課程を修士課程として取り扱うものとする。

- 2 前項の前期2年の課程を「博士前期課程」といい、後期3年の課程を「博士後期課程」という。
- 3 修士課程の標準修業年限は2年とする。
- 4 専門職学位課程の標準修業年限は2年とする。ただし、専攻分野の特性により必要があると認められる場合には、1年以上2年未満の期間とすることができる。

(研究科及び専攻)

第4条 本大学院に次の研究科及び専攻を置く。

研究科	博士前期課程	博士後期課程	専門職学位課程
法学研究科	法律学専攻	法律学専攻	
経済学研究科	経済学専攻	経済学専攻	
経営学研究科	国際経営専攻	国際経営専攻	
人文学研究科	欧米言語文化専攻	欧米言語文化専攻	
	中国言語文化専攻	中国言語文化専攻	
	日本文化専攻	日本文化専攻	

人間科学研究科	人間科学専攻	人間科学専攻	
理学研究科	理学専攻	理学専攻	
工学研究科	工学専攻	工学専攻	
	建築学専攻	建築学専攻	
歴史民俗資料学研究科	歴史民俗資料学専攻	歴史民俗資料学専攻	

2 前項に規定する各研究科又は専攻の教育研究上の目的については、研究科ごとに規程をもって定めるものとする。

(収容定員)

第5条 前条の研究科及び専攻の収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	博士前期課程		博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
法学研究科	法律学専攻	10	20	3	9		
経済学研究科	経済学専攻	10	20	2	6		
経営学研究科	国際経営専攻	10	20	3	9		
人文学研究科	欧米言語文化専攻	7	14	2	6		
	中国言語文化専攻	5	10	2	6		
	日本文化専攻	3	6	1	3		
人間科学研究科	人間科学専攻	12	24	4	12		
理学研究科	理学専攻	59	118	3	9		
工学研究科	工学専攻	120	240	11	33		
	建築学専攻	30	60	3	9		
歴史民俗資料学研究科	歴史民俗資料学専攻	20	40	6	18		
合計		286	572	40	120		

## 第2章 教員組織

(教員組織)

第6条 本大学院の授業及び研究指導を担当する教員は、大学院設置基準に規定する資格に該当すると各研究科委員会が認める本大学専任教員をこれにあてる。

- 2 専門職大学院の授業科目を担当する教員は、専門職大学院設置基準に規定する資格に該当すると各研究科委員会が認める当該大学院の専任教員をこれにあてる。ただし、当該大学院の専任教員のうち相当数は、各専攻分野における実務の経験を有し、かつ高度の実務の能力を有する者とする。
- 3 各研究科の授業科目の担当について、特に必要のあると認められる場合は兼任講師をもってこれにあてることができる。

### 第3章 運営組織

#### (大学院委員会)

第7条 本大学院の各研究科に共通する重要事項を審議するために、大学院委員会を置く。

- 2 大学院委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
  - (1) 大学院委員長
  - (2) 各研究科委員長
  - (3) 法学研究科委員会、経済学研究科委員会、経営学研究科委員会、人文学研究科委員会、人間科学研究科委員会及び歴史民俗資料学研究科委員会から選ばれる委員各2名並びに理学研究科委員会から選ばれる委員3名並びに工学研究科委員会から選ばれる委員5名
- 3 各研究科委員会から選ばれる委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 各研究科委員会の委員はあらかじめ大学院委員長に申し出て、出席して意見を述べることができる。
- 5 大学院委員長は、学長がこれにあたる。
- 6 大学院委員会は、次の各号の大学院に関する事項を審議する。
  - (1) 大学院学則及び規程の制定改廃
  - (2) 研究科の設置及び廃止
  - (3) 各研究科の課程、専攻及び授業科目の増設又は変更の承認
  - (4) 研究及び教育に関する基本的事項
  - (5) 学位の授与及び取消し
  - (6) 各研究科間の連絡調整
  - (7) 大学院委員長から諮問された事項
  - (8) その他大学院委員会が必要と認めた事項
- 7 大学院委員会の審議手続に関しては、大学院委員会において別に定めるところによる。

(研究科委員長会議)

第7条の2 本大学院の運営に関する基本的事項を協議するために、研究科委員長会議を置く。

2 研究科委員長会議の運営に関しては、別に定めるところによる。

(大学院学務委員会)

第7条の3 本大学院共通の教務的事項について審議するために、大学院委員会のもとに大学院学務委員会を置く。

2 大学院学務委員会の運営については、別に定めるところによる。

(研究科委員会)

第8条 本大学院各研究科の教育研究上の目的、授業及び研究指導（専門職大学院にあっては、教育研究上の目的及び授業）に関する事項を審議するために、研究科委員会を置く。

2 研究科委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1) 研究科委員長

(2) 本学則第6条第1項に規定された本大学の専任教員（専門職大学院にあっては同条第2項に規定された当該大学院の専任教員）

3 研究科委員長は各研究科委員会の審議を経て、研究科委員の中から大学院委員長が委嘱する。

4 研究科委員会は次の各号の研究科に関する事項を審議する。

(1) 課程、専攻及び授業科目の増設又は変更

(2) 授業及び研究指導（専門職大学院にあっては授業）の担当

(3) 学位論文（修士課程又は博士前期課程にあっては特定の課題についての研究成果を含む。以下同じ。）の審査及び課程修了の認定（専門職大学院にあっては課程修了の認定）

(4) 試験

(5) 学生の入学、休学、留年、退学、転学、除籍及び在学延長（転入学、再入学は入学を含む。）

(6) 学生の賞罰

(7) 研究科の予算

(8) 自己点検・評価に関すること。

(9) 第三者評価に関すること。

(10) 大学院委員長から諮問された事項

(11) 研究科委員長から付議された事項

(12) その他研究科委員会が必要と認めた事項

5 研究科委員会の審議手続に関しては、研究科委員会において、別に定めるところによる。

#### 第4章 教育方法等

(教育方法)

第9条 本大学院（専門職大学院を除く。）の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

2 専門職大学院の教育は、専攻分野に応じ必要な授業科目の授業によって行うものとする。

(教育方法の特例)

第9条の2 各研究科において、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期に授業又は研究指導を行う等の適切な方法を講じることができる。

(授業科目、単位数及び履修方法)

第10条 各研究科が開設する授業科目、単位数及び履修方法は別表のとおりとする。

2 各研究科の授業科目の単位数の計算については、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算する。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの授業をもって1単位とする。

(3) 1の授業科目について、講義、演習、実験、実習及び実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、5時間の講義と20時間の実験の授業をもって1単位とすることを基準とする。

3 各研究科で開設すべき授業科目の内容並びに授業の方法及び計画を学生に対してあらかじめ明示するものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第10条の2 学生が、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、当該研究科において支障がない場合に限り、その計画的な履修（以下「長期履修」という。）を認めることができる。

2 長期履修の取扱いに関する規程は、別に定める。

(専修科目及び指導教授)

第11条 学生は所属する専攻の授業科目のうちから専門に研究しようとする科目を選び、当該科目の演習を担当する教員によって研究指導を受けるものとする。

2 前項に規定する授業科目をその学生の専修科目と称し、学生の研究指導を担当する教員を指導教授という。

3 第1項に定める研究指導の内容、方法及び計画を学生に対してあらかじめ明示するものとする。

(他研究科等の授業科目の履修)

第12条 修士課程又は博士前期課程において、指導教授が学生の研究上必要と認めるときは、他の研究科又は学部の授業科目を8単位まで修得させ、かつ、これを所定の単位に充当することができる。

2 博士後期課程において、指導教授が学生の研究上必要と認めるときは、当該研究科委員会の承認を得て、他の研究科の博士後期課程及び博士前期課程又は当該研究科博士前期課程の授業科目を8単位まで修得させ、かつ、これを所定の単位に充当することができる。

(他大学院等における授業科目の履修及び研究指導の委託)

第13条 各研究科において学生の教育上特に必要と認めるときは、他の大学院（外国の大学院又はそれに相当する教育研究機関を含む。）とあらかじめ協議の上、当該大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目の単位は、10単位を超えない範囲で本大学院において履修したものとみなすことができる。

3 各研究科において学生の教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所（外国の大学の大学院又は外国の研究所を含む。）とあらかじめ協議の上、当該大学院等において研究指導を受けさせることができる。ただし、修士課程又は博士前期課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

4 専門職大学院において教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、第2項の規定にかかわらず、当該専門職大学院が修了要件として定める単位数の2分の1を超えない範囲で当該専門職大学院の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第13条の2 大学院博士前期（修士）課程（外国の大学院を含む。）を修了または中途退学し、新たに本大学院博士前期（修士）課程の第1年次に入学した学生の既修得単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）については、教育上有益と認められる場合に限り、研究科委員会の議を経て、本大学院において修得したものとして認定することができる。

- 2 前項の規定による単位認定は、10単位を超えない範囲内で行う。
- 3 前項の規定による単位のなかには、入学前の大学院以外の教育施設等において修得した単位は含まれない。
- 4 第2項の規定による単位認定と関連した在学期間に関しては、本学則第22条の規定を準用する。
- 5 単位認定の手続等については別に定める。

(追加単位)

第14条 大学学部において履修した課程と大学院修士課程又は博士前期課程において履修すべき専攻課程とが著しくその内容を異にする場合は、所定の単位のほか専攻課程に関する学部学科の単位を追加して履修しなければならない。

- 2 追加単位は20単位を限度とし、指導教授において指定するものとする。

(教職課程)

第15条 本大学院において教育職員免許状の授与の所要資格を得ようとする者は、教育職員免許法及び同施行規則により所定の単位を修得しなければならない。

- 2 教育職員免許状の所要資格を得させるための課程を置く研究科、専攻並びに認定を受けた免許状の種類は別表のとおりである。

## 第5章 試験及び単位の取得

(試験)

第16条 履修授業科目については試験を行うものとする。

- 2 病気その他、やむをえない事故のため、試験を受けることができなかった者については、追試験を行うことができる。

(試験の実施時期)

第17条 試験は毎学年末に行うものとする。ただし、前期に終了する授業科目については、当該学期末に試験を行うことができる。

- 2 授業科目担当者が必要と認めたときは、臨時試験を行うことができる。

(試験の方法)

第18条 試験の方法は、大学院委員会の方針に従い、各研究科委員会が定める。

(成績の評価及び単位の認定)

第19条 試験成績の評価は次のとおりとし、合格者に所定の単位を与える。

(1) 科目試験

1. 秀 合格
2. 優 合格
3. 良 合格
4. 可 合格
5. 不可 不合

格

(2) 論文試験（修士課程又は博士前期課程にあつては特定の課題についての研究成果に関する試験を含む。）の評価については各研究科委員会が定めるところによる。

(3) 最終試験

1. 合格 2. 不合格

（単位認定の時期）

第19条の2 前条に規定する単位の認定は、授業科目の履修が終了する学年末又は学期末において行う。

（受験資格）

第20条 学修についての正規の手続を怠っている者、出席常でない者及び学費の納付を怠っている者は、受験資格を失うものとする。

（履修証明書）

第21条 所定の単位を取得したものには、必要に応じて履修証明書を与える。

#### 第6章 課程修了の認定及び学位

（修士課程、博士前期課程の修了要件）

第22条 修士課程又は博士前期課程の修了の要件は、本大学院に2年以上在学し、当該研究科所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文又は特定の課題についての研究成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績をあげた者については、本大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項に規定する特定の課題についての研究成果の内容及び審査に関しては、別に定める。

（博士課程の修了要件）

第23条 博士課程の修了の要件は、博士課程に5年（修士課程又は博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、当該研究科所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績をあげた者については、博士課程に3年（修士課程又は博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

2 前条第1項ただし書きの規定による在学期間をもって修士課程又は博士前期課程を修了した者の博士課程の修了の要件については、前項中「5年（修士課程又は博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間

を含む。) 」とあるのは「修士課程又は博士前期課程における在学期間に3年を加えた期間」と、「3年(修士課程又は博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)」とあるのは「3年(修士課程又は博士前期課程における在学期間を含む。)」と読み替えて、同項の規定を適用する。

- 3 前二項の規定にかかわらず、本学則第29条第3号から第6号の規定により、本大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は同条第2号に定める専門職学位課程を修了した者が、博士課程の後期3年の課程に入学した場合の博士課程の修了の要件は、当該課程に3年(法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年)以上在学し、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績をあげた者については、本大学院に1年(標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間)以上在学すれば足りるものとする。

(専門職学位課程の修了要件)

第23条の2 専門職学位課程の修了の要件は、専門職大学院に2年(又は1年以上2年未満として定めた期間)以上在学し、当該専門職大学院所定の単位を修得することとする。

(最長在学年限)

第24条 本大学院における最長在学年限は次のとおりとする。

- (1) 修士課程又は博士前期課程においては4年とする。
- (2) 博士後期課程においては6年とする。
- (3) 専門職学位課程においては4年とする。

(修士学位の授与)

第25条 本大学院の修士課程又は博士前期課程を修了した者には、修士の学位を授与する。

- 2 前項の学位の授与は神奈川大学学位規程の定めるところによる。

(課程による博士学位の授与)

第26条 本大学院の博士課程を修了した者には、博士の学位を授与する。

- 2 前項の学位の授与は神奈川大学学位規程の定めるところによる。

(論文提出に基づく博士学位の授与)

第27条 前条の規定に関わらず、論文を提出して論文の審査に合格し、かつ、大学院博士課程の修了者と同等以上の学識があることが確認された場合には、本学学位規程の定めるところにより、博士の学位を授与することができる。

(学位論文提出のための在学延長)

第27条の2 本大学院の修士課程又は博士前期課程又は博士後期課程において学則第3条各項に定める期間在学し、所定の単位を修得した者が、学位論文提出のため引き続き在学を希望するときは、当該研究科委員会の議を経て在学を許可することができる。

- 2 前項の在学期間は、学則第24条各号に規定する最長在学年限を超えることはできない。
- 3 第1項の手続きをしなかった者は、学期末又は学年度末をもって退学した者として取り扱う。

(専門職学位の授与)

第27条の3 本大学院の専門職学位課程を修了した者には、専門職学位を授与する。

- 2 前項の学位の授与は神奈川大学学位規程の定めるところによる。

## 第7章 入学

(修士課程、博士前期課程、専門職学位課程の入学資格)

第28条 本大学院の修士課程若しくは博士前期課程又は専門職学位課程に入学しうる者は次のとおりとする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により、学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと、当該研究科において認められた者
- (6) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本国内において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (7) 日本において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者
- (8) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (9) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達した者

(10) 本大学院において、第1号と同等以上の学力があると認められた者

2 前項第5号に関する規程は別に定める。

(博士後期課程の入学資格)

第29条 本大学院の博士後期課程に入学しうる者は次のとおりとする。

- (1) 修士の学位を有する者
- (2) 専門職学位課程の学位を有する者
- (3) 修士の学位又は専門職学位と同等以上の外国の学位を有する者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本国内において履修することにより修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (6) 日本において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (7) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達した者
- (8) 本大学院において第1号又は第2号と同等以上の学力があると認められた者

(入学検定試験)

第30条 本大学院に入学を志願する者に対しては、別に定めるところにより、検定試験を行う。

(再入学)

第31条 本大学院を退学した者が、再入学を希望するときは、当該研究科委員会の審議を経て、これを許可することができる。

2 再入学した者の在学期間は、再入学前の在学年数を通算して、第24条に規定する最長在学年数を超えることはできない。

3 再入学した者の在学年数に端数があるときの取扱いは、研究科委員会の審議を経て、研究科委員長が決定する。

(転入学)

第31条の2 他の大学院から転入学を希望する者があるときは、欠員のある場合に限り、第30条に準じる試験を経て入学を許可することができる。

2 転入学した者の在学期間は、転入学前の在学年数を通算して、第24条に規定する最長在学年数を超えることはできない。

(専攻及び研究科の変更)

第31条の3 本大学院において、他の研究科に転科し、又は同一研究科内において、その専攻を変更することはできない。ただし、特別の事情がある者に限り、研究科委員会及び大学院委員会の審議を経て、許可することができる。

(入学時期)

第32条 本大学院の入学時期は学年の初めとする。ただし、研究科委員会の定めるところにより、後学期の初めとすることができる。

(外国人入学特別選考)

第33条 外国人で入学を希望する者については、特別選考により、入学を許可することができる。

2 前項に関する規程は別に定める。

(入学手続き)

第34条 入学の許可を受けた者は、別紙所定の書式による誓約書及び本学所定の書類を提出し、入学金その他所定の納入金を納付しなければならない。

(保証人)

第35条 入学の許可を受けた者は、近親者又はこれに準ずる独立の生計を営む成年者を保証人として届け出るものとする。

2 保証人は学生の在学中、確実にその責務を果たし得る者でなければならない。

## 第8章 休学、留学、退学、転学及び除籍

(休学・復学)

第36条 病気その他の事由により、長期にわたって修学することができない者は、所定の手続を経て休学を願い出るものとする。

2 健康上の理由により修学が不相当と認めた学生に対しては、休学を命ずることができる。

3 休学は1学期又は1学年を区分とし、当該学年限りとする。ただし、特別の事情がある場合は、引き続き休学を許可することができる。

4 休学の期間は、次のとおりとする。

(1) 修士課程又は博士前期課程にあつては通算して2年を超えることはできない。

(2) 博士後期課程にあつては通算して3年を超えることはできない。

(3) 専門職学位課程にあつては通算して2年を超えることはできない。

5 休学の事由がやんだときは、復学を願い出て許可を受けなければならない。

6 復学の時期は、学期又は学年の初めとする。

7 休学期間は在学年数に算入しない。

(留学)

第37条 本大学院と協議があるときは、外国の大学院及びこれに相当する教育研究機関(以下「大学院等」という。)に留学して授業科目を履修することができる。この場合には、当該研究科委員会の審議を経て、大学院委員長が許可するものとする。

- 2 留学期間のうち1年は第3条に定める修業年限に算入することができる。
- 3 留学期間中、学生は授業料、その他の学費を全額納入しなければならない。
- 4 留学に関する学内手続その他については別に定める。

(退学)

第38条 退学しようとする者は、別紙所定の様式による退学願を出さなければならない。

(転学)

第38条の2 他の大学院へ転学しようとする者は、事由を付して願い出て研究科委員長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第39条 次の各号の一に該当する者は除籍する。

- (1) 病気その他の事由により、成業の見込みがないと認められた者
- (2) 所定の在学年限を超えてなお修了し得ない者
- (3) 所定の授業料その他の納入金を期日までに納付しない者

#### 第9章 学年、学期及び休業日

(学年、学期及び休業日)

第40条 学年、学期及び休業日は、本大学学則の規定を準用する。

#### 第10章 学費

(学費)

第41条 本大学院の授業料、聴講料、履修費、その他の学費は別表に定めるところによる。

- 2 前項に規定する以外の学費の取り扱いについては、別に定める。

#### 第11章 奨学制度

(奨学制度)

第42条 本大学院に給費、貸費及び学費減免の奨学制度を置く。

- 2 奨学制度に関する規程は別に定める。

#### 第12章 賞罰

(賞罰)

第43条 賞罰に関しては、本大学学則第55条及び第56条の規定を準用する。

第13章 聴講生、科目等履修生、単位互換履修生、研究生及び委託生  
(聴講生)

第44条 本大学院の開設する授業科目中の1科目または数科目を聴講しようとする者があるときは、正規学生の研究並びに指導に支障のない範囲において、当該研究科委員会において選考の上聴講生として入学を許可することがある。

- 2 聴講生はその履修した科目について試験を受けることができる。
- 3 試験に合格した者には、願い出によって証明書を授与する。

(科目等履修生)

第44条の2 本大学院の学生以外の者が、大学院の正規の単位を修得することを目的として、本大学院の開設する授業科目中の1科目又は数科目を履修しようとする者があるときは、正規学生の研究並びに指導に支障のない範囲において、当該研究科委員会において選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

- 2 前項の科目等履修生の取り扱いについては、別に定める。

(単位互換履修生)

第44条の3 本大学院と協定を締結した他大学院に在学している学生が、本大学院の開設する授業科目中の1科目又は数科目を履修しようとする者があるときは、単位互換履修生として履修を許可することがある。

- 2 前項の単位互換履修生の取り扱いについては、別に定める。

(研究生)

第45条 本大学院に研究生の制度を置く。

- 2 前項の研究生の取り扱いについては、別に定める。

(委託生)

第46条 官公庁、法人又は外国政府その他より委託された学生を委託生とする。

- 2 委託生の扱いは聴講生に準ずる。

(学則の準用)

第47条 特別の規程のない限り本学則の規定は聴講生、科目等履修生、単位互換履修生、研究生及び委託生にもこれを準用する。

第14章 特別の課程

(特別の課程)

第48条 本大学院の学生以外の者を対象とした学校教育法第105条に規定する特別の課程

として、履修証明プログラムを編成することができる。

- 2 特別の課程に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第15章 改正

(改正)

第49条 本学則の改正は、各研究科委員会及び大学院委員会の審議を経て、理事会が行う。

#### 附 則

- 1 本学則は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則 (昭和46年4月1日改正)

- 1 本学則は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則 (昭和48年4月1日改正)

- 1 本学則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則 (昭和52年4月1日改正)

- 1 本学則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則 (昭和54年4月1日改正)

- 1 本学則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則 (昭和55年4月1日改正)

- 1 本学則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則 (昭和56年4月1日改正)

- 1 本学則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則 (昭和57年4月1日改正)

- 1 本学則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則 (昭和58年4月1日改正)

- 1 本学則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則 (昭和59年4月1日改正)

- 1 本学則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則 (昭和60年4月1日改正)

- 1 本学則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則 (昭和61年4月1日改正)

- 1 本学則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則 (昭和62年4月1日改正)

- 1 本学則は、昭和62年4月1日から施行する。

- 附 則（昭和63年4月1日改正）
- 1 本学則は、昭和63年4月1日から施行する。  
附 則（平成元年4月1日改正）
  - 1 本学則は、平成元年4月1日から施行する。  
附 則（平成2年4月1日改正）
  - 1 本学則は、平成2年4月1日から施行する。  
附 則（平成3年4月1日改正）
  - 1 本学則は、平成3年4月1日から施行する。  
附 則（平成3年11月12日改正）
  - 1 本学則は、平成3年11月12日から施行し、平成3年10月1日から適用する。  
附 則（平成4年4月1日改正）
  - 1 本学則は、平成4年4月1日から施行する。  
附 則（平成5年4月1日改正）
  - 1 本学則は、平成5年4月1日から施行する。  
附 則（平成6年4月1日改正）
  - 1 本学則は、平成6年4月1日から施行する。  
附 則（平成7年4月1日改正）
  - 1 本学則は、平成7年4月1日から施行する。  
附 則（平成8年4月1日改正）
  - 1 本学則は、平成8年4月1日から施行する。  
附 則（平成9年4月1日改正）
  - 1 本学則は、平成9年4月1日から施行する。  
附 則（平成10年4月1日改正）
  - 1 本学則は、平成10年4月1日から施行する。  
附 則（平成11年4月1日改正）
  - 1 本学則は、平成11年4月1日から施行する。  
附 則（平成12年4月1日改正）
  - 1 本学則は、平成12年4月1日から施行する。  
附 則（平成13年4月26日改正）
  - 1 本学則は、平成13年4月26日から施行し、平成13年4月1日から適用する。  
附 則（平成14年4月1日改正）

- 1 本学則は、平成14年4月1日から施行する。  
附 則（平成15年4月1日改正）
- 1 本学則は、平成15年4月1日から施行する。  
附 則（平成16年4月1日改正）
- 1 本学則は、平成16年4月1日から施行する。  
附 則（平成17年4月1日改正）
- 1 本学則は、平成17年4月1日から施行する。  
附 則（平成18年4月1日改正）
- 1 本学則は、平成18年4月1日から施行する。  
附 則（平成19年4月1日改正）
- 1 本学則は、平成19年4月1日から施行する。  
附 則（平成20年4月1日改正）
- 1 本学則は、平成20年4月1日から施行する。  
附 則（平成21年4月1日改正）
- 1 本学則は、平成21年4月1日から施行する。  
附 則（平成22年4月1日改正）
- 1 本学則は、平成22年4月1日から施行する。  
附 則（平成23年4月1日改正）
- 1 本学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 外国語学研究科英語英文学専攻博士前期課程及び博士後期課程の学生募集を平成23年4月1日から停止する。
- 3 本学則は、施行日以後に第1年次に入学する者から適用し、施行日の前日において在学する者に係る研究科、専攻の組織、教育課程、修了要件等については、なお従前の例による。  
附 則（平成24年4月1日改正）
- 1 本学則は、平成24年4月1日から施行する。  
附 則（平成25年4月1日改正）
- 1 本学則は、平成25年4月1日から施行する。  
附 則（平成26年4月1日改正）
- 1 本学則は、平成26年4月1日から施行する。  
附 則（平成27年4月1日改正）

- 1 本学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日改正）

- 1 本学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 理学研究科情報科学専攻、化学専攻及び生物科学専攻の博士前期課程及び博士後期課程の学生募集を平成28年4月1日から停止する。
- 3 本学則は、施行日以後に第1年次に入学する者から適用し、施行日の前日において在学する者に係る研究科、専攻の組織、教育課程、修了要件等については、なお従前の例による。

附 則（平成28年4月1日改正）

- 1 本学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 法務研究科法務専攻専門職学位課程の学生募集を平成28年4月1日から停止する。
- 3 本学則第5条の規定にかかわらず、学生募集を停止する法務研究科法務専攻専門職学位課程の平成28年度から平成30年度までの各年度の収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	専門職学位課程		
		平成28年度	平成29年度	平成30年度
法務研究科	法務専攻	41	16	0

附 則（平成28年4月1日改正）

- 1 本学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日改正）

- 1 本学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年4月1日改正）

- 1 本学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日改正）

- 1 本学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 工学研究科機械工学専攻、電気電子情報工学専攻、応用化学専攻及び経営工学専攻の博士前期課程及び博士後期課程の学生募集を平成31年4月1日から停止する。
- 3 本学則は、施行日以後に第1年次に入学する者から適用し、施行日の前日において在学する者に係る研究科、専攻の組織、教育課程、修了要件等については、なお従前の例による。

附 則（平成31年4月1日改正）

- 1 本学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日改正）

- 1 本学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日改正）

- 1 本学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日改正）

- 1 本学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月1日改正）

- 1 本学則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年4月1日改正）

- 1 本学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 本学則は、施行日以後に第1年次に入学する者から適用し、施行日の前日において在学する者に係る研究科、専攻の組織、教育課程、修了要件等については、なお従前の例による。



## 履修方法

- 1 (1) 学生の授業科目履修は、指導教授の指導及び助言を得て行うものとする。  
 (2) 必要に応じ、副指導教授を置くことができる。  
 (3) 授業科目の履修は、教育課程表のうちから32単位以上を選択して行うものとする。  
 (4) 指導教授が研究上必要と認めるときは、他の研究科または学部の課程による単位を8単位まで履修することができる。  
 また、他大学大学院（神奈川県内の大学院間の単位互換協定校）の授業科目を10単位まで履修することができる。  
 なお、上記の修得単位は、学部の課程による単位を除き、合計8単位を上限として修了要件単位に算入することができる。
- 2 (1) 学生は、専門に研究しようとする科目につき、毎年度、教育課程表の「論文等指導」により指導教授の研究指導（論文執筆指導・特定課題についての研究成果の作成指導を含む）を受けるものとする。「論文等指導」による修得単位は、8単位を上限として修了要件単位に算入することができる。  
 (2) 前項の規定にかかわらず、指導教授が必要と認めるときは、指導教授以外の「論文等指導」を、4単位を上限として履修することができる。  
 (3) 「法学・政治学総合演習」は、毎学期履修するものとする。なお、修得した単位は8単位を上限として修了要件単位に算入することができる。  
 (4) 長期履修制度に関する所定の手続に従い申請等を行うことにより、修業年限を3年とすることができる。  
 (5) 特定課題についての研究成果により、修士号を取得しようとする者は、別に定める手続に従って申請等を行い、教育課程表の「論文等指導」により指導教授の研究指導を受けるものとする。  
 (6) 指導教授が学生の研究上必要と認める場合には、指導教授の同一の講義科目を2年間にわたり8単位まで履修することができる。

## 修了要件

- 1 本研究科に2年以上在学し、32単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文または特定課題についての研究成果の審査及び最終試験に合格することを要する。
- 2 修士論文の審査を申請し得る者は、博士前期課程第2年次以上に在学し、所定の授業科目について20単位以上を修得し、かつ、本研究科の指定する方法により外国語の学力に関する認定に合格した者に限る。ただし、2012年度以降入学者のうち、研究科委員会が特別の事由があると認めるときは、外国語の学力に関する認定を免除する。
- 3 在学期間に関しては、優れた業績をあげ、所定の手続に従い、早期修了が認められた者は1年の在学で足りる。

## 法学研究科 法律学専攻 博士後期課程

授業科目	単位数			授業科目	単位数		
	講義	演習(1)	演習(2)		講義	演習(1)	演習(2)
(民事法学科目)				税法特殊研究	4	4	4
民法特殊研究Ⅰ	4	4	4	刑法特殊研究Ⅰ	4	4	4
民法特殊研究Ⅱ	4	4	4	刑法特殊研究Ⅱ	4	4	4
民法特殊研究Ⅲ	4	4	4	刑法特殊研究Ⅲ	4	4	4
民法特殊研究Ⅳ	4	4	4	刑事訴訟法特殊研究Ⅰ	4	4	4
民法特殊研究Ⅴ	4	4	4	刑事訴訟法特殊研究Ⅱ	4	4	4
民法特殊研究Ⅵ	4	4	4	刑事政策特殊研究	4	4	4
商法特殊研究Ⅰ	4	4	4	国際法特殊研究Ⅰ	4	4	4
商法特殊研究Ⅱ	4	4	4	国際法特殊研究Ⅱ	4	4	4
商法特殊研究Ⅲ	4	4	4	政治学特殊研究	4	4	4
民事訴訟法特殊研究Ⅰ	4	4	4	行政学特殊研究Ⅰ	4	4	4
民事訴訟法特殊研究Ⅱ	4	4	4	行政学特殊研究Ⅱ	4	4	4
国際私法特殊研究	4	4	4	行政学特殊研究Ⅲ	4	4	4
労働法特殊研究	4	4	4	西洋政治史特殊研究	4	4	4
社会保障法特殊研究	4	4	4	西洋政治思想史特殊研究	4	4	4
経済法特殊研究	4	4	4	日本政治史特殊研究	4	4	4
知的財産法特殊研究	4	4	4	国際政治学特殊研究Ⅰ	4	4	4
(公法学科目)				国際政治学特殊研究Ⅱ	4	4	4
憲法特殊研究Ⅰ	4	4	4	(基礎法学科目)			
憲法特殊研究Ⅱ	4	4	4	法史学特殊研究	4	4	4
憲法特殊研究Ⅲ	4	4	4	法哲学特殊研究	4	4	4
行政法特殊研究Ⅰ	4	4	4	英米法特殊研究	4	4	4
行政法特殊研究Ⅱ	4	4	4	比較法特殊研究	4	4	4
行政法特殊研究Ⅲ	4	4	4				

## 履修方法

- (1) 学生の授業科目履修は、指導教授の指導及び助言を得て行うものとする。  
 (2) 必要に応じ、副指導教授を置くことができる。  
 (3) 授業科目の履修は、教育課程表のうちから20単位以上を選択して行うものとする。  
 (4) 指導教授が学生の研究上必要と認めたときは、他の研究科または本研究科博士前期課程による単位を4単位以内履修することができる。
- (1) 学生は、専門に研究しようとする科目につき、教育課程表の演習(2)により指導教授の研究指導を受けるものとする。  
 (2) 演習(2)の履修は、3年間にわたり12単位とする。ただし、早期修了を希望する者は、2年間にわたり8単位とする。  
 (3) 前項の規定にかかわらず、指導教授が必要と認めたときは、指導教授以外の演習(2)を、4単位を上限として履修することができる。  
 (4) 指導教授が学生の研究上必要と認める場合には、指導教授の担当する同一の講義科目を複数年度にわたり履修することができる。  
 ただし、2回目以降の履修による修得単位は、修了要件単位には含まれない。

## 修了要件

- 博士後期課程の修了要件は、博士後期課程に3年以上在学し、20単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。
- 在学期間に関しては、優れた研究業績をあげ、所定の手続に従い、早期修了が認められた者については、博士後期課程に2年以上在学すれば足りる
- 博士論文の審査を申請し得る者は、博士後期課程において、所定の単位を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、本研究科の指定する方法により外国語の学力に関する認定に合格した者に限る。ただし、2015年度以降入学者のうち、博士後期課程専門委員会が特別の事由があると認めるときは、外国語の学力に関する認定を免除する。

## 経済学研究科 経済学専攻 博士前期課程

コース名	科目群	授業科目						単位数				
								講義	演習			
会計・財政コース	コア科目	会	計	学	特	講	I A	2				
		会	計	学	特	講	I B	2				
		財	政	学	特	講	I A	2				
		財	政	学	特	講	I B	2				
	ベーシック科目	会	計	学	特	講	II A	2				
		会	計	学	特	講	II B	2				
		会	計	学	特	講	III A	2				
		会	計	学	特	講	III B	2				
		会	計	学	特	講	IV A	2				
		会	計	学	特	講	IV B	2				
		会	計	学	特	講	V A	2				
		会	計	学	特	講	V B	2				
		会	計	学	特	講	VI A	2				
		会	計	学	特	講	VI B	2				
財	政	学	特	講	II A	2						
財	政	学	特	講	II B	2						
財	政	学	特	講	III A	2						
財	政	学	特	講	III B	2						
経済思想・経済史コース	コア科目	経	済	思	想	史	特	講	A	2		
		経	済	思	想	史	特	講	B	2		
		経	済	思	想	史	特	講	A	2		
		経	済	思	想	史	特	講	B	2		
	ベーシック科目	欧	米	経	済	史	特	講	I A	2		
		欧	米	経	済	史	特	講	I B	2		
		欧	米	経	済	史	特	講	II A	2		
		欧	米	経	済	史	特	講	II B	2		
		経	済	学	史	特	講	A	2			
		経	済	学	史	特	講	B	2			
		社	会	経	済	学	特	講	I A	2		
		社	会	経	済	学	特	講	I B	2		
		社	会	経	済	学	特	講	II A	2		
		社	会	経	済	学	特	講	II B	2		
政	治	経	済	学	特	講	A	2				
政	治	経	済	学	特	講	B	2				
日	本	経	済	史	特	講	I A	2				
日	本	経	済	史	特	講	I B	2				
日	本	経	済	史	特	講	II A	2				
日	本	経	済	史	特	講	II B	2				
公共政策コース	コア科目	ミ	ク	ロ	経	済	学	特	講	I A	2	
		ミ	ク	ロ	経	済	学	特	講	I B	2	
		マ	ク	ロ	経	済	学	特	講	I A	2	
		マ	ク	ロ	経	済	学	特	講	I B	2	
	ベーシック科目	ミ	ク	ロ	経	済	学	特	講	II A	2	
		ミ	ク	ロ	経	済	学	特	講	II B	2	
		ミ	ク	ロ	経	済	学	特	講	III A	2	
		ミ	ク	ロ	経	済	学	特	講	III B	2	
		マ	ク	ロ	経	済	学	特	講	II A	2	
		マ	ク	ロ	経	済	学	特	講	II B	2	
環	境	経	済	学	特	講	A	2				
環	境	経	済	学	特	講	B	2				

コース名	科目群	授業科目					単位数			
							講義	演習		
公共政策コース	ベーシック科目	金	融	論	特	講	I A	2		
		金	融	論	特	講	I B	2		
		金	融	論	特	講	II A	2		
		金	融	論	特	講	II B	2		
		金	融	論	特	講	III A	2		
		金	融	論	特	講	III B	2		
		経	済	政	策	特	講	I A	2	
		経	済	政	策	特	講	I B	2	
		経	済	政	策	特	講	II A	2	
		経	済	政	策	特	講	II B	2	
		経	済	政	策	特	講	III A	2	
		経	済	政	策	特	講	III B	2	
		経	済	計	学	特	講	A	2	
		経	済	計	学	特	講	B	2	
		計	量	統	計	学	講	I	2	
		計	量	統	計	学	講	II	2	
		公	共	経	学	特	講	I	2	
		公	共	経	学	特	講	II	2	
		国	際	金	論	特	講	A	2	
		日	本	経	論	特	講	B	2	
		日	本	経	論	特	講	I A	2	
		日	本	経	論	特	講	I B	2	
日	本	経	論	特	講	II A	2			
日	本	経	論	特	講	II B	2			
労	働	経	学	特	講	A	2			
フ	ア	イ	ナ	ス	講	B	2			
フ	ア	イ	ナ	ス	講	A	2			
都	市	経	学	特	講	B	2			
都	市	経	学	特	講	I	2			
都	市	経	学	特	講	II	2			
国際経済コース	コア科目	国	際	経	論	特	講	I A	2	
		国	際	経	論	特	講	I B	2	
	各	国	経	済	特	講	I A	2		
	各	国	経	済	特	講	I B	2		
	各	国	経	済	特	講	II A	2		
	各	国	経	済	特	講	II B	2		
	各	国	経	済	特	講	III A	2		
	各	国	経	済	特	講	III B	2		
	各	国	経	済	特	講	IV A	2		
	各	国	経	済	特	講	IV B	2		
	開	発	経	学	特	講	A	2		
	開	発	経	学	特	講	B	2		
	国	際	経	論	特	講	II A	2		
	国	際	経	論	特	講	II B	2		
産	業	政	策	特	講	A	2			
産	業	政	策	特	講	B	2			
世	界	経	論	特	講	A	2			
世	界	経	論	特	講	B	2			
流通マーケティング・経営コース	コア科目	経	営	学	特	講	I A	2		
		流	通	学	特	講	I B	2		
	流	通	論	特	講	I A	2			
	流	通	論	特	講	I B	2			
	経	営	学	特	講	II A	2			
	経	営	学	特	講	II B	2			
経	営	学	特	講	III A	2				
経	営	学	特	講	III B	2				

コース名	科目群	授業科目	単位数	
			講義	演習
流通マーケティング・経営コース	ベーシック科目	経 営 学 特 講ⅣA	2	
		経 営 学 特 講ⅣB	2	
		マ ー ケ テ イ ン グ 特 講ⅠA	2	
		マ ー ケ テ イ ン グ 特 講ⅠB	2	
		マ ー ケ テ イ ン グ 特 講ⅡA	2	
		マ ー ケ テ イ ン グ 特 講ⅡB	2	
		マ ー ケ テ イ ン グ 特 講ⅢA	2	
		マ ー ケ テ イ ン グ 特 講ⅢB	2	
		マ ー ケ テ イ ン グ 特 講ⅣA	2	
		マ ー ケ テ イ ン グ 特 講ⅣB	2	
		流 通 論 特 講ⅡA	2	
		流 通 論 特 講ⅡB	2	
		ロ ジ ス テ ィ ク ス 特 講 A	2	
		ロ ジ ス テ ィ ク ス 特 講 B	2	
		流 通 史 特 講 A	2	
		流 通 史 特 講 B	2	
		国 際 ビ ジ ネ ス 論 特 講ⅠA	2	
		国 際 ビ ジ ネ ス 論 特 講ⅠB	2	
		国 際 ビ ジ ネ ス 論 特 講ⅡA	2	
		国 際 ビ ジ ネ ス 論 特 講ⅡB	2	
国 際 ビ ジ ネ ス 論 特 講ⅢA	2			
国 際 ビ ジ ネ ス 論 特 講ⅢB	2			
	共 通 科 目	ア カ デ ミ ッ ク ・ ラ イ テ ィ ン グ	2	
		J a p a n i n G l o b a l S o c i e t y	2	

コース名	科目群	授業科目	単位数	
			講義	演習
会計・財政コース	論文指導科目	修 士 論 文 指 導		4
経済思想・経済史コース	論文指導科目	修 士 論 文 指 導		4
公共政策コース	論文指導科目	修 士 論 文 指 導		4
国際経済コース	論文指導科目	修 士 論 文 指 導		4
流通マーケティング・経営コース	論文指導科目	修 士 論 文 指 導		4

### 指導教授

学生は修士論文指導を受ける科目及び担任教員を選び、その科目担任の教授によって研究全般の指導を受けるものとする。

この科目をその学生の専修科目と称し、担任教授を指導教授という。指導教授は2名とすることができ、その場合には、いずれか一方を主たる指導教授とし、他を従たる指導教授とする。

指導教授については次のとおりとする。

- 1 指導教授及び所属コースは通常変更することはできない。変更の際は研究科委員会の承認を必要とする。
- 2 指導教授が学生の研究上必要と認める場合には、従たる指導教授を年度ごとに変更することができる。

従たる指導教授については、届け出るものとする。

### 履修方法

- 1 指導教授の指導によって、合計32単位以上を修得すること。指導教授による論文指導科目は必修とし、2年にわたり8単位を修得しなければならない。ただし、指導教授が学生の研究上必要と認める場合には、従たる指導教授による論文指導科目を8単位まで履修することができる。
- 2 修業年限の短縮が認められた者については、前項にかかわらず、主たる指導教授による論文指導科

- 目 4 単位及び従たる指導教授による論文指導科目 4 単位を必修とし、修得しなければならない。
- 3 指導教授が学生の研究上必要と認める場合には、他の研究科または学部の課程による単位を 8 単位まで履修することができる。また他大学大学院（神奈川県内の大学院間の単位互換協定校）の授業科目を 10 単位まで履修することができる。
  - 4 上記の 3 の修得単位及び入学後に単位認定された他大学院における既修得単位については、8 単位を上限として修了要件単位に算入することができる。ただし、学部の課程による単位は修了要件単位に算入することができない。
  - 5 入学前に特別科目等履修生として修得した単位については、入学後に研究科委員会の承認後 10 単位を上限とし修了要件単位に算入することができる。ただし、修了要件単位に算入できる単位数は、3. 4. 5 の合計で 10 単位を上限とする。
  - 6 指導教授が学生の研究上必要と認める場合には、指導教授の同一の講義科目を 2 年間にわたり 8 単位まで履修することができる。

#### 修了要件

- 1 博士前期課程の修了要件は、本研究科に 2 年以上（修業年限の短縮が認められた者については、1 年以上）在学し、32 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。
- 2 修士論文の審査を申請し得る者は、博士前期課程第 2 年次以上（修業年限の短縮が認められた者については、博士前期課程第 1 年次以上）に在学し、所定の授業科目について 20 単位以上を修得し、かつ、本研究科の指定する方法により外国語の学力に関する認定に合格した者に限る。ただし、2012 年度以降の入学者は、研究科委員会の承認を経て外国語の学力に関する試験を免除することがある。



授業科目					単位数	授業科目					単位数
					講義						演習
流	通	論	研	究	I	4					
流	通	論	研	究	II	4					
労	働	経	済	学	研	4					
ロ	ジ	ス	テ	ィ	ク	4					
					ス	4					
					研						
					究						

### 指導教授

学生は（演習）の指導を受ける科目及び担任教員を選び、その科目担任の教授によって研究全般の指導を受けるものとする。

この科目をその学生の専修科目と称し、担任教授を指導教授という。指導教授は2名とすることができ、その場合には、いずれか一方を主たる指導教授とし、他を従たる指導教授とする。

指導教授については次のとおりとする。

- 1 指導教授は通常変更することはできない。変更の際は研究科委員会の承認を必要とする。
  - 2 指導教授が学生の研究上必要と認める場合には、従たる指導教授を年度ごとに変更することができる。
- 従たる指導教授については、届け出るものとする。

### 履修方法

- 1 指導教授の指導によって、合計20単位以上を修得すること。指導教授による（演習）は必修とし、3年間にわたり12単位を修得しなければならない。ただし、指導教授が学生の研究上必要と認める場合には、従たる指導教授による（演習）を12単位まで履修することができる。
- 2 指導教授が学生の研究上必要と認める場合には、前項にかかわらず、他の研究科の単位を8単位まで履修することができる。また他大学大学院（神奈川県内の大学院間の単位互換協定校）の授業科目を10単位まで履修することができる。
- 3 上記の2の履修単位は、8単位を上限として修了要件単位に算入することができる。
- 4 指導教授が学生の研究上必要と認める場合には、指導教授の同一の講義科目を12単位まで履修することができる。

### 修了要件

- 1 博士課程の修了要件は、本研究科に3年以上在学し、20単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。
- 2 博士論文の審査を申請し得る者は、博士後期課程において、すでに所定の単位を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、本研究科の指定する方法により外国語の学力に関する認定に合格した者に限る。ただし、2012年度以降の入学者は、研究科委員会の承認を経て外国語の学力に関する試験を免除することがある。

## 経営学研究科 国際経営専攻 博士前期課程

授 業 科 目	単 位 数	
	講義	演習
(経営系)		
(基本)		
経 営 学 特 講	2	2
国 際 経 営 論 特 講	2	2
経 営 管 理 論 特 講	2	2
人 的 資 源 管 理 論 特 講	2	2
経 営 戦 略 論 特 講	2	2
マ ー ケ テ ィ ン グ 論 特 講	2	2
(応用)		
企 業 論 特 講	2	2
経 営 組 織 論 特 講	2	2
経 営 史 特 講	2	2
ベ ン チ ャ ー 企 業 論 特 講	2	2
経 営 倫 理 論 特 講	2	2
多 国 籍 企 業 論 特 講	2	2
経 営 情 報 論 特 講	2	2
国 際 マ ー ケ テ ィ ン グ 論 特 講	2	2
消 費 者 行 動 論 特 講	2	2
流 通 論 特 講	2	2
経 営 財 務 論 特 講	2	2
財 政 学 特 講	2	2
生 産 マ ネ ジ メ ン ト 特 講	2	2
技 術 経 営 論 特 講	2	2
(会計系)		
(基本)		
財 務 会 計 論 特 講	2	2
財 務 諸 表 論 特 講	2	2
管 理 会 計 論 特 講	2	2
原 価 計 算 論 特 講	2	2
国 際 会 計 特 講	2	2
(応用)		
経 営 分 析 論 特 講	2	2
公 企 業 会 計 特 講	2	2
租 税 法 特 講	2	2
法 人 税 法 特 講	2	2
(国際系)		
(基本)		
国 際 ・ 異 文 化 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 論 特 講	2	2
地 域 研 究 I (ア メ リ カ )	2	2
地 域 研 究 II (ア ジ ア ・ 太 平 洋 )	2	2
地 域 研 究 III ( 中 国 )	2	2
地 域 研 究 IV ( 日 本 )	2	2
地 域 研 究 V ( 東 南 ア ジ ア )	2	2
(応用)		
地 域 社 会 論 特 講	2	2
国 際 金 融 論 特 講	2	2

### 指導教授

学生は専攻科目のうちから演習の指導を受ける科目（専修科目）を選び、当該科目の演習を担当する教員の研究指導を受けるものとする。この選択した演習の担当教員を指導教授という。

指導教授は2名とすることができる。ただし、修業年限の短縮が認められた者については、指導教授は必ず2名とする。

指導教授が2名の場合には、いずれか一方を主指導教授とし、他を副指導教授とする。学生は、主指導教授の全般的な指導の下に研究を行うものとする。

副指導教授については、研究科委員長の承認を得て、届け出るものとする。

指導教授は原則として変更することはできない。ただし、研究科委員長が研究上、特に必要と認めた場合には、研究科委員会の承認を得て、これを変更することができる。

### 履修方法

指導教授の指導によって32単位以上を修得すること。

その内訳は次のとおりとする。

- 1 指導教授の演習は必修とし、2年間にわたり8単位を修得すること。ただし、指導教授を2名とした場合は、主指導教授による演習を必修とし、2年間にわたり8単位を修得すること。
- 2 修業年限の短縮が認められた者については、前項にかかわらず、主指導教授による演習4単位及び副指導教授による演習4単位を修得すること。
- 3 副指導教授による演習については、修了要件単位として算入することができる。
- 4 指導教授が研究上、特に必要と認めた場合には、他の研究科または学部の課程による授業科目を8単位まで履修できる。
- 5 他大学大学院（神奈川県内の大学院間の単位互換協定校）の授業科目を10単位まで履修することができる。
- 6 上記4、5で修得した単位について、他研究科及び他大学大学院で修得した単位は8単位まで修了要件単位として換算することができる。ただし、学部で修得した単位については換算しない。

### 修了要件

- 1 博士前期課程の修了要件は、本研究科に2年以上（修業年限の短縮が認められた者については、1年以上）在学し、32単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。
- 2 修士論文の審査を申請し得る者は、博士前期課程第2年次以上（修業年限の短縮が認められた者については、博士前期課程第1年次以上）に在学し、所定の授業科目について20単位以上を取得し、かつ、本研究科の指定する方法により外国語の学力に関する認定に合格した者に限る。

## 経営学研究科 国際経営専攻 博士後期課程

授 業 科 目	単 位 数	
	講 義	演 習
(国際マネジメント分野)		
国 際 マ ネ ジ メ ン ト 特 殊 研 究 I	2	2
国 際 マ ネ ジ メ ン ト 特 殊 研 究 II	2	2
(国際会計・経営情報分野)		
国 際 会 計 ・ 経 営 情 報 特 殊 研 究 I	2	2
国 際 会 計 ・ 経 営 情 報 特 殊 研 究 II	2	2
(国際経営環境分野)		
国 際 経 営 環 境 特 殊 研 究 I	2	2
国 際 経 営 環 境 特 殊 研 究 II	2	2
国 際 経 営 環 境 特 殊 研 究 III	2	2

## 指導教授

学生は専攻科目のうちから演習の指導を受ける科目（専修科目）を選び、当該科目の演習を担当する教員の研究指導を受けるものとする。この選択した演習の担任教授を指導教授という。

指導教授は2名とすることができ、その場合には、いずれか一方を主指導教授とし、他を副指導教授とする。ただし、修業年限の短縮が認められた者については、履修方法2による。

学生は、主指導教授の全般的な指導の下に研究を行うものとする。

副指導教授については、研究科委員長の承認を得て、届け出るものとする。

主指導教授が学生の研究上必要と認める場合には、他研究科と協議のうえ、他研究科の博士後期課程担当教員を副指導教授とすることができる。

## 履修方法

- 1 指導教授による講義を2単位、さらに演習を3年間にわたり12単位修得すること。
- 2 修業年限の短縮が認められた者については、前項にかかわらず、以下のようにする。  
修業年限2年短縮の者については、指導教授を3名とし、1名の主指導教授による講義を2単位、さらに演習を4単位、2名の副指導教授による演習を8単位修得すること。  
修業年限1年短縮の者については、指導教授を2名とし、1名の主指導教授による講義を2単位、さらに演習を2年間にわたり8単位、副指導教授による演習を4単位修得すること。
- 3 指導教授が学生の研究上必要と認める場合には、同一の講義科目を履修することができる。
- 4 主指導教授が学生の研究上必要と認める場合には、学生は他研究科の授業科目を履修することができる。

#### 修了要件

- 1 博士後期課程の修了要件は、博士後期課程に3年以上在学し、14単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。
- 2 在学期間に関しては、優れた研究業績をあげ、所定の手続きに従い、早期修了が認められた場合、博士後期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。
- 3 博士論文の審査を申請し得る者は、博士後期課程において、所定の単位を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、本研究科の指定する方法により外国語の学力に関する認定に合格した者に限る。

## 人文学研究科 欧米言語文化専攻 博士前期課程

授 業 科 目		単 位 数		授 業 科 目		単 位 数	
		講義	演習			講義	演習
言語学	理論言語学特殊講義 A1	2	2	歴史・社会	歴史学特殊講義 A1	2	2
	理論言語学特殊講義 A2	2	2		歴史学特殊講義 A2	2	2
	理論言語学特殊講義 B1	2	2		歴史学特殊講義 B1	2	2
	理論言語学特殊講義 B2	2	2		歴史学特殊講義 B2	2	2
	理論言語学特殊講義 C1	2	2		歴史学特殊講義 C1	2	2
	理論言語学特殊講義 C2	2	2		歴史学特殊講義 C2	2	2
	理論言語学特殊講義 D1	2	2		歴史学特殊講義 D1	2	2
	理論言語学特殊講義 D2	2	2		歴史学特殊講義 D2	2	2
	英語学特殊講義 A1	2	2		現代社会特殊講義 A1	2	2
	英語学特殊講義 A2	2	2		現代社会特殊講義 A2	2	2
	英語学特殊講義 B1	2	2		現代社会特殊講義 B1	2	2
	英語学特殊講義 B2	2	2		現代社会特殊講義 B2	2	2
	言語学特殊講義 A1	2	2		現代社会特殊講義 C1	2	2
	言語学特殊講義 A2	2	2		現代社会特殊講義 C2	2	2
	言語学特殊講義 B1	2	2		現代社会特殊講義 D1	2	2
	言語学特殊講義 B2	2	2		現代社会特殊講義 D2	2	2
	言語学特殊講義 C1	2	2				
	言語学特殊講義 C2	2	2				
言語教育・応用言語学	英語教育特殊講義 A1	2	2				
	英語教育特殊講義 A2	2	2				
	英語教育特殊講義 B1	2	2				
	英語教育特殊講義 B2	2	2				
	英語教育特殊講義 C1	2	2				
	英語教育特殊講義 C2	2	2				
	英語教育特殊講義 D1	2	2				
	英語教育特殊講義 D2	2	2				
	応用言語学特殊講義 A1	2	2				
	応用言語学特殊講義 A2	2	2				
	応用言語学特殊講義 B1	2	2				
	応用言語学特殊講義 B2	2	2				
	応用言語学特殊講義 C1	2	2				
	応用言語学特殊講義 C2	2	2				
応用言語学特殊講義 D1	2	2					
応用言語学特殊講義 D2	2	2					
文学・思想	英米文学特殊講義 A1	2					
	英米文学特殊講義 A2	2					
	英米文学特殊講義 B1	2	2				
	英米文学特殊講義 B2	2	2				
	英米文学特殊講義 C1	2	2				
	英米文学特殊講義 C2	2	2				
	表象文学特殊講義 A1	2	2				
	表象文学特殊講義 A2	2	2				
	表象文学特殊講義 B1	2	2				
	表象文学特殊講義 B2	2	2				
	思想研究特殊講義 A1	2	2				
	思想研究特殊講義 A2	2	2				
	思想研究特殊講義 B1	2	2				
	思想研究特殊講義 B2	2	2				
	思想研究特殊講義 C1	2	2				
	思想研究特殊講義 C2	2	2				

### 指導教授

学生は所属する専攻内で演習の指導を受ける教員を選び、研究科委員長の承認を得て、その教員によって研究全般の指導を受けるものとする。

この教員を指導教授と称する。指導教授は2名とすることができ、その場合にはいずれか一方を主たる指導教授とし、他を従たる指導教授とする。

指導教授については次のとおりとする。

- 1 指導教授は原則として変更することはできない。変更するには研究科委員会の承認を必要とする。
- 2 従たる指導教授については、研究科委員長の承認を得て、届け出るものとする。  
従たる指導教授は、研究科委員長が研究上特に必要と認めた場合、各年度において異なってもよい。

### 履修方法

学生は、入学年次の年度当初に、指導教授の所属するコースを、専攻コースとして定めなければならない。

- 1 修了に必要な講義科目の単位数は、専攻コースの授業科目中、主たる指導教授の講義科目4単位を含め講義6科目12単位以上とする。修業年限の短縮が認められた者についても同様とする。
- 2 主たる指導教授の演習科目は必修とし、2年間にわたり8単位を修得しなければならない。ただし、修業年限の短縮が認められた者は、主たる指導教授による演習を4単位修得することで足るものとする。

なお、主たる指導教授と研究科委員長の承認を得て、従たる指導教授の演習を4単位まで履修することができる。

また、指導教授が研究上必要と認めた場合には、指導教授の同一講義科目を2年間にわたり8単位まで履修することができる。

- 3 指導教授が研究上特に必要と認めたときは、他研究科または学部課程の授業科目を8単位以内履修することができる。

また、他大学大学院（神奈川県内の大学院間の単位互換協定校）の授業科目を10単位まで履修することができる。

なお、この上限を超えて履修を希望する場合には、主たる指導教授と研究科委員長の承認を得なければならない。

- 4 上記3の修得単位は、8単位を上限として修了要件単位に算入することができる。

ただし、学部の課程による単位は修了要件単位に算入することができない。

- 5 修了のためには、上記1・2の要件を満たした上、合計32単位以上を修得すること。

修業年限の短縮が認められた者についても同様とする。

- 6 長期履修制度に関する所定の手続きに従い申請等を行うことにより、修了年限を3年または4年とすることができる。

長期履修制度を利用する場合、主たる指導教授の演習は毎年度履修すること。ただし、修了要件に算入できる単位数は8単位までとする。

### 修了要件

- 1 博士前期課程の修了要件は、本研究科に2年以上在学し、履修方法にしたがって32単位以上を修得（修業年限の短縮が認められた者は、本研究科に1年以上在学し、32単位以上を修得）し、かつ、指導教授から必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

- 2 修士論文の審査を申請できる者は、博士前期課程第2年次以上（修業年限の短縮が認められた者は、博士前期課程第1年次以上）に在学し、履修方法にしたがって20単位以上を修得し、かつ、本研究科の指定する方法により外国語の学力に関する認定に合格した者に限る。

## 人文学研究科 欧米言語文化専攻 博士後期課程

授 業 科 目		単 位 数		授 業 科 目		単 位 数	
		講義	演習			講義	演習
言語学	理論言語学特殊研究 A1	2	2	歴史・社会	歴史学特殊研究 A1	2	2
	理論言語学特殊研究 A2	2	2		歴史学特殊研究 A2	2	2
	理論言語学特殊研究 B1	2	2		歴史学特殊研究 B1	2	2
	理論言語学特殊研究 B2	2	2		歴史学特殊研究 B2	2	2
	理論言語学特殊研究 C1	2	2		歴史学特殊研究 C1	2	2
	理論言語学特殊研究 C2	2	2		歴史学特殊研究 C2	2	2
	理論言語学特殊研究 D1	2	2		歴史学特殊研究 D1	2	2
	理論言語学特殊研究 D2	2	2		歴史学特殊研究 D2	2	2
	英語学特殊研究 A1	2	2		現代社会特殊研究 A1	2	2
	英語学特殊研究 A2	2	2		現代社会特殊研究 A2	2	2
	英語学特殊研究 B1	2	2		現代社会特殊研究 B1	2	2
	英語学特殊研究 B2	2	2		現代社会特殊研究 B2	2	2
	言語学特殊研究 A1	2	2		現代社会特殊研究 C1	2	2
	言語学特殊研究 A2	2	2		現代社会特殊研究 C2	2	2
	言語学特殊研究 B1	2	2		現代社会特殊研究 D1	2	2
	言語学特殊研究 B2	2	2		現代社会特殊研究 D2	2	2
	言語学特殊研究 C1	2	2				
	言語学特殊研究 C2	2	2				
言語教育・応用言語学	英語教育特殊研究 A1	2	2				
	英語教育特殊研究 A2	2	2				
	英語教育特殊研究 B1	2	2				
	英語教育特殊研究 B2	2	2				
	英語教育特殊研究 C1	2	2				
	英語教育特殊研究 C2	2	2				
	英語教育特殊研究 D1	2	2				
	英語教育特殊研究 D2	2	2				
	応用言語学特殊研究 A1	2	2				
	応用言語学特殊研究 A2	2	2				
	応用言語学特殊研究 B1	2	2				
	応用言語学特殊研究 B2	2	2				
	応用言語学特殊研究 C1	2	2				
	応用言語学特殊研究 C2	2	2				
応用言語学特殊研究 D1	2	2					
応用言語学特殊研究 D2	2	2					
文学・思想	英米文学特殊研究 A1	2					
	英米文学特殊研究 A2	2					
	英米文学特殊研究 B1	2	2				
	英米文学特殊研究 B2	2	2				
	英米文学特殊研究 C1	2	2				
	英米文学特殊研究 C2	2	2				
	表象文学特殊研究 A1	2	2				
	表象文学特殊研究 A2	2	2				
	表象文学特殊研究 B1	2	2				
	表象文学特殊研究 B2	2	2				
	思想研究特殊研究 A1	2	2				
	思想研究特殊研究 A2	2	2				
	思想研究特殊研究 B1	2	2				
	思想研究特殊研究 B2	2	2				
	思想研究特殊研究 C1	2	2				
	思想研究特殊研究 C2	2	2				

#### 履修方法

- 1 学生は、所属する専攻内コースで演習の指導を受ける教員を選び、その教員によって学位論文の作成、その他研究全般の指導を受けるものとする。
- 2 この教員を指導教授と称する。
- 3 学生は、指導教授の担当科目（講義4単位、演習3年間にわたり12単位）を含めて20単位以上修得しなければならない。

#### 修了要件

- 1 博士後期課程の修了要件は、本研究科の博士後期課程に3年以上在学し、履修方法にしたがって20単位以上を修得し、かつ、指導教授から必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。
- 2 博士論文の審査を申請できる者は、博士後期課程第3年次以上に在学し、履修方法にしたがって所定の単位を修得し、指導教授から必要な研究指導を受け、かつ、本研究科の指定する方法により外国語の学力に関する認定に合格した者に限る。

## 人文学研究科 中国言語文化専攻 博士前期課程

授業科目		単位数		授業科目		単位数	
		講義	演習			講義	演習
言語	中国語学研究Ⅰa	2	2	関連科目	アカデミックライティングⅠ	2	
	中国語学研究Ⅰb	2	2		アカデミックライティングⅡ	2	
	中国語学研究Ⅱa	2	2				
	中国語学研究Ⅱb	2	2				
	中国語学研究Ⅲa	2	2				
	中国語学研究Ⅲb	2	2				
	中国語学研究Ⅳa	2	2				
	中国語学研究Ⅳb	2	2				
歴史・文化	中国歴史研究Ⅰa	2	2				
	中国歴史研究Ⅰb	2	2				
	中国歴史研究Ⅱa	2	2				
	中国歴史研究Ⅱb	2	2				
	中国文化研究Ⅰa	2	2				
	中国文化研究Ⅰb	2	2				
	中国文化研究Ⅱa	2	2				
	中国文化研究Ⅱb	2	2				
	中国文化研究Ⅲa	2	2				
	中国文化研究Ⅲb	2	2				

## 指導教授

学生は所属する専攻の科目のうちから演習の指導を受ける科目を選び、研究科委員長の承認を得て、その科目担任の教授によって研究全般の指導を受けるものとする。

この科目をその学生の専修科目と称し、担任教授を指導教授とする。指導教授は2名とすることができ、その場合には、いずれか一方を主たる指導教授とし、他を従たる指導教授とする。

指導教授については次のとおりとする。

- 1 指導教授は通常変更することはできない。変更の際は研究科委員会の承認を必要とする。
- 2 研究科委員長が研究上、特に必要と認めた場合、従たる指導教授は各年度において異なってもよい。

従たる指導教授については、研究科委員長の承認を得て、届け出るものとする。

## 履修方法

指導教授の指導によって、

- 1 修了に必要な単位数は、授業科目中、専修科目を含め講義2科目8単位以上とする。ただし、修業年限の短縮が認められた者は、授業科目中、専修科目を含め講義3科目12単位以上とする。
  - 2 専修科目の演習は必修とし、2年間にわたり8単位を修得しなければならない。ただし、修業年限の短縮が認められた者は、指導教授による演習を4単位修得することで足るものとする。
- なお、主たる指導教授と従たる指導教授の指導を受ける場合は、研究科委員長の承認を得て、従たる指導教授の演習を4単位まで履修することができる。また、指導教授が研究上必要と認めた場合には、同一の講義科目を2年間にわたり8単位まで履修することができる。
- 3 指導教授が研究上特に必要と認めたときは、他の研究科または学部の課程による単位を8単位以内履修することができる。また、他大学大学院（神奈川県内の大学院間の単位互換協定校）の授業科目を10単位まで履修することができる。
  - 4 上記3の修得単位は、8単位を上限として修了要件単位に算入することができる。

ただし、学部の課程による単位は修了要件単位に参入することができない。

- 5 上記1・2の要件を満たした上、合計32単位以上を修得すること。ただし、修業年限の短縮が認められた者は、合計36単位以上を修得しなければならない。
- 6 長期履修制度に関する所定の手続きに従い申請等を行うことにより、修了年限を3年または4年とすることができる。

#### 修了要件

- 1 博士前期課程の修了要件は、本研究科に2年以上在学し、32単位以上を修得（修業年限の短縮が認められた者は、本研究科に1年以上在学し、36単位以上を修得）し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。
- 2 修士論文の審査を申請し得る者は、博士前期課程第2年次以上（修業年限の短縮が認められた者は、博士前期課程第1年次以上）に在学し、所定の授業科目について20単位以上を取得し、かつ、本研究科の指定する方法により外国語の学力に関する認定に合格した者に限る。

## 人文学研究科 中国言語文化専攻 博士後期課程

授 業 科 目		単 位 数	
		講義	演習
言語	中国語学特殊研究Ⅰa	2	2
	中国語学特殊研究Ⅰb	2	2
	中国語学特殊研究Ⅱa	2	2
	中国語学特殊研究Ⅱb	2	2
	中国語学特殊研究Ⅲa	2	2
	中国語学特殊研究Ⅲb	2	2
	中国語学特殊研究Ⅳa	2	2
	中国語学特殊研究Ⅳb	2	2
歴史・文化	中国歴史特殊研究Ⅰa	2	2
	中国歴史特殊研究Ⅰb	2	2
	中国歴史特殊研究Ⅱa	2	2
	中国歴史特殊研究Ⅱb	2	2
	中国文化特殊研究Ⅰa	2	2
	中国文化特殊研究Ⅰb	2	2
	中国文化特殊研究Ⅱa	2	2
	中国文化特殊研究Ⅱb	2	2
	中国文化特殊研究Ⅲa	2	2
	中国文化特殊研究Ⅲb	2	2

## 履修方法

- 1 学生は、自己の最も専門に研究しようとする授業科目を選び、その演習を担当する教授から、学位論文の作成、その他研究全般の指導を受けるものとする。
- 2 その授業科目をその学生の「専修科目」と称し、担任教授を「指導教授」という。
- 3 学生は、専修科目（講義4単位、演習12単位）を含めて20単位以上修得しなければならない。

## 修了要件

- 1 博士後期課程の修了要件は、博士後期課程に3年以上在学し、20単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。
- 2 博士論文の審査を申請し得る者は、博士後期課程において、所定の単位を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、本研究科の指定する方法により外国語の学力に関する認定に合格した者に限る。

## 人文学研究科 日本文化専攻 博士前期課程

授 業 科 目		単 位 数		授 業 科 目		単 位 数	
		講義	演習			講義	演習
日 本 語 学	日本語学講義Ⅰ（文法）	2		日 本 思 想	日本思想講義Ⅰ（近世以前）	2	
	日本語学研究Ⅰ（文法）	2			日本思想研究Ⅰ（近世以前）	2	
	日本語学講義Ⅱ（語彙）	2			日本思想講義Ⅱ（近現代）	2	
	日本語学研究Ⅱ（語彙）	2			日本思想研究Ⅱ（近現代）	2	
日 本 文 学	日本文学講義Ⅰ（古典）	2		学 教 育 国 語	国語教育学講義	2	
	日本文学研究Ⅰ（古典）	2			国語教育学研究	2	
	日本文学講義Ⅱ（近現代）	2		修 論 演 習	修士論文指導演習Ⅰ		2
	日本文学研究Ⅱ（近現代）	2			修士論文指導演習Ⅱ		2
	漢文学講義	2			修士論文指導演習Ⅲ		2
	漢文学研究	2			修士論文指導演習Ⅳ		2
日 本 文 化 学	日本文化学講義Ⅰ（近世以前）	2					
	日本文化学研究Ⅰ（近世以前）	2					
	日本文化学講義Ⅱ（近現代）	2					
	日本文化学研究Ⅱ（近現代）	2					

## 履修方法

- 1 学生は、入学年次の年度当初に指導教授を決め、修士論文の完成までの2年間、主な指導を受ける。
- 2 指導教授の講義2科目4単位は必修とし、それ以外に日本文化専攻の講義6科目12単位以上を修得しなければならない。修業年限の短縮が認められた者についても同様とする。
- 3 指導教授の修論演習は必修とし、2年間にわたり8単位を修得しなければならない。ただし、修業年限の短縮が認められた者は、指導教授による修論演習を4単位修得することで足るものとする。なお、指導教授が研究上必要と認めた場合には、指導教授の同一講義科目を2年間にわたり8単位まで履修することができる。
- 4 指導教授が研究上特に必要と認めたときは、他専攻、他研究科または学部課程の授業科目を8単位まで履修することができる。  
また、他大学大学院（神奈川県内の大学院間の単位互換協定校）の授業科目を10単位まで履修することができる。  
なお、この上限を超えて履修を希望する場合には、指導教授と研究科委員長の承認を得なければならない。
- 5 上記4の修得単位は、8単位を上限として修了要件単位に算入することができる。  
ただし、学部の課程による単位は修了要件単位に算入することができない。
- 6 修了のためには、上記2・3の要件を満たした上、合計32単位以上を修得しなければならない。  
修業年限の短縮が認められた者についても同様とする。
- 7 長期履修制度に関する所定の手続きに従い申請等を行うことにより、修了年限を3年または4年とすることができる。  
長期履修制度を利用する場合、指導教授の修論演習は毎年度履修すること。ただし、修了要件に算入できる単位数は8単位までとする。

## 修了要件

- 1 博士前期課程の修了要件は、本研究科に2年以上在学し、履修方法にしたがって32単位以上を修得（修業年限の短縮が認められた者は、本研究科に1年以上在学し、32単位以上を修得）し、かつ、指導教授から必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。
- 2 修士論文の審査を申請できる者は、博士前期課程第2年次以上（修業年限の短縮が認められた者は、博士前期課程第1年次以上）に在学し、履修方法にしたがって20単位以上を修得し、かつ、本研究科の指定する方法により外国語の学力に関する認定に合格した者に限る。

## 人文学研究科 日本文化専攻 博士後期課程

授 業 科 目		単 位 数		授 業 科 目		単 位 数	
		講義	演習			講義	演習
日 本 語 学	日本語学特殊講義Ⅰ(文法)	2		思 日 想 本	日本思想特殊講義Ⅰ(近世以前)	2	
	日本語学特殊研究Ⅰ(文法)	2			日本思想特殊研究Ⅰ(近世以前)	2	
	日本語学特殊講義Ⅱ(語彙)	2		学 教 育 国 語	国語教育学特殊講義	2	
	日本語学特殊研究Ⅱ(語彙)	2			国語教育学特殊研究	2	
日 本 文 学	日本文学特殊講義Ⅰ(古典)	2		博 論 演 習	博士論文指導演習Ⅰ		2
	日本文学特殊研究Ⅰ(古典)	2			博士論文指導演習Ⅱ		2
	日本文学特殊講義Ⅱ(近現代)	2			博士論文指導演習Ⅲ		2
	日本文学特殊研究Ⅱ(近現代)	2			博士論文指導演習Ⅳ		2
日 本 文 化 学	日本文化学特殊講義Ⅰ(近世以前)	2			博士論文指導演習Ⅴ		2
	日本文化学特殊研究Ⅰ(近世以前)	2			博士論文指導演習Ⅵ		2
	日本文化学特殊講義Ⅱ(近現代)	2					
	日本文化学特殊研究Ⅱ(近現代)	2					

## 履修方法

- 1 学生は、入学年次の年度当初に指導教授を決め、その教員によって学位論文の作成、その他研究全般の指導を受けるものとする。
- 2 指導教授の担当科目(講義2科目4単位、3年間にわたる博論演習6科目12単位)を必修とし、それ以外に講義2科目4単位以上修得しなければならない。

## 修了要件

- 1 博士後期課程の修了要件は、本研究科の博士後期課程に3年以上在学し、履修方法にしたがって20単位以上を修得し、かつ、指導教授から必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。
- 2 博士論文の審査を申請できる者は、博士後期課程第3年次以上に在学し、履修方法にしたがって所定の単位を修得し、指導教授から必要な研究指導を受け、かつ、本研究科の指定する方法により外国語の学力に関する認定に合格した者に限る。

## 人間科学研究科 人間科学専攻 博士前期課程

授業科目	単位数			授業科目	単位数		
	講義	演習	実習		講義	演習	実習
(人間科学研究領域)				(臨床心理学研究領域)			
[基本科目]				[臨床基本科目群]			
応用心理学特論Ⅰ	2			臨床心理学特論Ⅰ	2		
応用心理学特論Ⅱ	2			臨床心理学特論Ⅱ	2		
応用心理学特論Ⅲ	2			臨床心理面接特論Ⅰ(心理支援に関する理論と実践)	2		
応用心理学特論Ⅳ	2			臨床心理面接特論Ⅱ	2		
スポーツ科学特論Ⅰ	2			臨床心理査定演習Ⅰ(心理的アセスメントに関する理論と実践)		2	
スポーツ科学特論Ⅱ	2			臨床心理査定演習Ⅱ		2	
スポーツ科学特論Ⅲ	2			[臨床実習科目群]			
スポーツ科学特論Ⅳ	2			臨床心理基礎実習Ⅰ			1
地域社会学特論Ⅰ	2			臨床心理基礎実習Ⅱ			1
地域社会学特論Ⅱ	2			臨床心理実習Ⅰ(心理実践実習Ⅱ)			1
地域社会学特論Ⅲ	2			臨床心理実習Ⅱ			1
地域社会学特論Ⅳ	2			心理実践実習Ⅰ			1
[発展科目]				心理実践実習Ⅲ			1
心理学実験法特論	2			臨床心理相談実習Ⅰ(心理実践実習A)			1
知覚情報心理学特論	2			臨床心理相談実習Ⅱ(心理実践実習B)			1
知識構造特論	2			臨床心理相談実習Ⅲ(心理実践実習C)			1
生涯スポーツ健康特論	2			臨床心理相談実習Ⅳ(心理実践実習D)			1
コーチング特論	2			[A群]			
生体機能特論	2			臨床心理学研究法特論	2		
バイオメカニクス特論	2			心理統計法特論	2		
運動生化学特論	2			[B群]			
教育社会学論	2			人格心理学特論	2		
人口地理学特論	2			発達心理学特論(教育分野に関する理論と支援の展開)	2		
都市地理学特論	2			[C群]			
環境科学特論	2			人間関係学特論	2		
社会教育特論	2			家族心理学特論(家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践)	2		
地域社会学特論	2			犯罪心理学特論(司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開)	2		
教育学特論	2			[D群]			
社会学理論特論	2			精神医学特論(保健医療分野に関する理論と支援の展開)	2		

授業科目	単位数			授業科目	単位数		
	講義	演習	実習		講義	演習	実習
				障害者心理学特論（福祉分野に関する理論と支援の展開）	2		
				[E群]			
				投影法特論	2		
				遊戯療法特論	2		
				[自由選択]			
				心の健康教育に関する理論と実践	2		
				産業・労働分野に関する理論と支援の展開	2		
(演習・研究)							
人間科学事例研究Ⅰ						2	
人間科学事例研究Ⅱ						2	
人間科学特別研究						4	

### 指導教授

- 1 学生は、入学試験の区分により決定された研究領域・研究分野に所属し、指導を受ける担当教員（以下、指導教授という）から研究全般の指導を受けるものとする。
- 2 指導教授は原則としてこれを変更することはできない。やむを得ない事情により変更する場合は、研究科委員会の承認を必要とする。
- 3 指導教授が学生の研究上必要と認める場合には、従たる指導教授の指導を受けることができる。
- 4 従たる指導教授はこれを年度ごとに変更することができる。
- 5 従たる指導教授については、研究科委員会に届け出るものとする。

### 履修方法

- 1 指導教授の指導によって、合計30単位以上を修得すること。学生の授業科目履修は、指導教授の指導及び助言を得て行うものとする。
- 2 指導教授による演習科目「人間科学特別研究」はこれを必修とし、2年間にわたり8単位を修得しなければならない。なお、指導教授が学生の研究上必要と認める場合には、従たる指導教授による演習科目「人間科学特別研究」を8単位まで履修することができ、修了要件単位に4単位まで算入することができる。
- 3 修業年限の短縮が認められた者については、前項にかかわらず、演習科目「人間科学特別研究」を、指導教授の開講する科目4単位及び従たる指導教授の開講する科目4単位を修得すること。
- 4 長期履修を認められた者（修業年限が3年または4年）については、指導教授による演習科目「人間科学特別研究」を8単位修得すること。なお、指導教授による演習科目「人間科学特別研究」、従たる指導教授による演習科目「人間科学特別研究」を長期履修終了時まで毎年度履修することができる。ただし、修了要件単位に算入できる修得単位は、指導教授による演習科目「人間科学特別研究」8単位、従たる指導教授による演習科目「人間科学特別研究」4単位を上限とする。
- 5 指導教授が学生の研究上必要と認める場合には、他の研究科または学部の課程による単位を8単位まで履修することができる。  
また、他大学大学院（神奈川県内の大学院間の単位互換協定校）の授業科目を10単位まで、「人間科学研究領域」の学生のみ履修することができる。
- 6 上記5の修得単位は、8単位を上限として修了要件単位に算入することができる。  
ただし、学部の課程による単位は修了要件単位に算入することができない。
- 7 「人間科学研究領域」の学生については、基本科目6単位及び主たる指導教授の発展科目2単位を必修とする。  
また、指導教授による演習科目「人間科学事例研究ⅠまたはⅡ」を必修とし、2単位を修得しなければならない。

なお、指導教授が学生の研究上必要と認める場合には、従たる指導教授による演習科目「人間科学事例研究ⅠまたはⅡ」を4単位まで履修することができ、修了要件単位に2単位まで算入することができる。

- 8 「臨床基本科目群」,「臨床実習科目群」及び「E群」の授業科目は,「臨床心理学研究領域」の学生のみ履修することができる。
- 9 原則として「臨床実習科目群」の「臨床心理基礎実習Ⅰ・Ⅱ」及び「臨床心理相談実習Ⅰ(心理実践実習A)・Ⅱ(心理実践実習B)」は1年次に,「臨床心理実習Ⅰ(心理実践実習Ⅱ)・Ⅱ」及び「臨床心理相談実習Ⅲ(心理実践実習C)・Ⅳ(心理実践実習D)」は2年次に履修することとする。
- 10 「臨床心理学研究領域」の学生で,「臨床心理士」の受験資格を取得しようとする者は,「人間科学特別研究」(2年間にわたり8単位を修得)のほか,「臨床基本科目群」6科目12単位,「臨床実習科目群」8科目8単位に加え,A~E群から,それぞれ1科目,計10単位以上を修得すること。
- 11 「臨床心理学研究領域」の学生で,「公認心理師」の受験資格を取得しようとする者は,文部科学省令・厚生労働省令で定めている所定の科目すべてを履修すること。

#### 論文提出要件

- 1 修士論文の審査を申請し得る者は,博士前期課程2年次以上(修業年限の短縮が認められた者については博士前期課程1年次以上)に在学し,所定の授業科目について20単位以上を修得し,かつ,本研究科の指定する方法により外国語の学力に関する認定及び予備審査に合格した者に限る。

#### 修了要件

- 1 博士前期課程の修了要件は,本研究科に2年以上(修業年限の短縮が認められた者については1年以上)在学し,30単位以上を修得し,かつ,必要な研究指導を受けた上,修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

## 人間科学研究科 人間科学専攻 博士後期課程

授業科目	単位数	
	講義	演習
人間科学文献研究		2
人間科学企画研究		2
人間科学課題研究		2
人間科学実践研究		2
人間科学特殊研究		4

## 指導教授

- 1 学生は、入学試験の区分により決定された研究領域・研究分野に所属し、指導を受ける担当教員（以下、指導教授という）から研究全般の指導を受けるものとする。
- 2 指導教授は原則としてこれを変更することはできない。やむを得ない事情により変更する場合は、研究科委員会の承認を必要とする。
- 3 指導教授が学生の研究上必要と認める場合には、従たる指導教授の指導を受けることができる。
- 4 従たる指導教授はこれを年度ごとに変更することができる。
- 5 従たる指導教授については、研究科委員会に届け出るものとする。

## 履修方法

- 1 指導教授の指導によって、合計20単位以上を修得すること。学生の授業科目履修は、指導教授の指導及び助言を得て行うものとする。
- 2 指導教授による演習科目「人間科学特殊研究」はこれを必修とし、3年間にわたり12単位を修得しなければならない。ただし、修業年限の短縮（修業年限が2年）が認められた者については、2年間にわたり指導教授による演習科目「人間科学特殊研究」8単位、2年次修了までに従たる指導教授による「人間科学特殊研究」4単位を修得すること。
- 3 指導教授による他の4つの演習科目はこれを必修とし、1年次に「人間科学文献研究」（2単位）及び「人間科学企画研究」（2単位）を、2年次に「人間科学課題研究」（2単位）及び「人間科学実践研究」（2単位）を修得しなければならない。
- 4 指導教授が学生の研究上必要と認める場合には、従たる指導教授による「人間科学特殊研究」を、12単位まで履修することができる。ただし、修業年限の短縮（修業年限が2年）が認められた者については、8単位まで履修することができる。
- 5 指導教授が学生の研究上必要と認めたときは、他の研究科又は本研究科博士前期課程による単位を4単位まで履修することができる。  
また、他大学大学院（神奈川県内の大学院間の単位互換協定校）の授業科目を10単位まで、「人間科学研究領域」の学生のみ、履修することができる。
- 6 上記4（ただし、修業年限の短縮（修業年限が2年）が認められた者については、4単位まで修了要件単位に算入できる）と5で修得した単位は、修了要件単位に算入することができない。

## 論文提出要件

- 1 博士論文の審査を申請し得る者は、博士後期課程において、所定の単位を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、本研究科の指定する方法により外国語の学力に関する認定及び予備審査に合格した者に限る。さらに、関連領域における査読付学術論文誌（紀要・技術

報告等は除く)に第1著者として論文が1編以上(修業年限の短縮が認められた者については4編以上)受理されていること。

#### 修了要件

- 1 博士後期課程の修了要件は、博士後期課程に3年以上(修業年限の短縮が認められた者については2年)在学し、20単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

授業科目	単位数			授業科目	単位数		
	講義	演習	実験実習		講義	演習	実験実習
(基本・共通科目)				<化学分野>			
科学英語	2			有機金属化学特論	2		
数理代数学演習		2		錯体化学特論	2		
数学基本実践演習		2		超分子化学特論	2		
理論物理学演習		2		無機合成特論	2		
情報システム仕様化手法基礎論	2			有機化学論講義	2		
環境科学	2			化学反応特論	2		
分子生物学基礎論	2			物性化学特論	2		
先端科学演習		2		環境分析化学特論	2		
学外研修 I			1	コロイド界面化学特論	2		
学外研修 II			1	計算化学特論	2		
(専門科目)				化学特別講義	2		
<数学分野>				機能性物質化学特論	2		
数理論理特論 I	2			地球宇宙化学特論	2		
数理論理特論 II	2			化学論文英語	2		
整数論特論 I	2			<生物科学分野>			
整数論特論 II	2			細胞生物学各論	2		
位相幾何学特論 I	2			生体機構学各論	2		
位相幾何学特論 II	2			進化系統学各論	2		
数理計画特論 I	2			生態学各論	2		
数理計画特論 II	2			タンパク質科学特論	2		
表現論特論 I	2			植物生理化学特論	2		
表現論特論 II	2			生物化学特論	2		
応用確率モデル論 I	2			動物生理学特論	2		
応用確率モデル論 II	2			植物発生学特論	2		
解析学特論 I	2			生体機構学特論	2		
解析学特論 II	2			行動内分泌学特論	2		
関数解析学特論 I	2			動物発生学特論	2		
関数解析学特論 II	2			植物形態学特論	2		
代数学特論	2			生態学特論	2		
<物理学分野>				細胞生物学特論	2		
天体素粒子物理学特論	2			古生物学特論	2		
物性物理学特論	2			発生物学各論	2		
宇宙物理学・宇宙論	2			生命動態学特論	2		
半導体デバイス特論	2			天然物化学特論	2		
計算物理学特論	2			生化学特論	2		
統計力学特論	2			化粧品科学特論	2		
物性計測特論	2			生物学特別講義 A	1		
固体電子特論	2			生物学特別講義 B	1		
物理学特別講義	2			生物学特別講義 C	1		
生物学特別講義 D				生物学特別講義 D	1		
<情報科学分野>				<数学領域演習・研究>			
プログラム意味論	2			数学特別演習 I		2	
データベース特論	2			数学特別演習 II		2	
ニューロコンピューティング特論	2			数学特別演習 III		2	
ビジュアル情報処理特論	2			数学特別演習 IV		2	
知能情報学特論	2			数学特別研究 I			2
情報システム構成法特論	2			数学特別研究 II			2
情報セキュリティ特論	2			数学特別研究 III			2
プログラミング言語処理系特論	2			数学特別研究 IV			2
グラフ理論特論	2						

授 業 科 目	単 位 数			授 業 科 目	単 位 数		
	講 義	演 習	実 験 実 習		講 義	演 習	実 験 実 習
<物理学領域演習・研究>							
物 理 学 特 別 演 習 I		2					
物 理 学 特 別 演 習 II		2					
物 理 学 特 別 演 習 III		2					
物 理 学 特 別 演 習 IV		2					
物 理 学 特 別 研 究 I			2				
物 理 学 特 別 研 究 II			2				
物 理 学 特 別 研 究 III			2				
物 理 学 特 別 研 究 IV			2				
<情報科学領域演習・研究>							
情 報 科 学 特 別 演 習 I		2					
情 報 科 学 特 別 演 習 II		2					
情 報 科 学 特 別 演 習 III		2					
情 報 科 学 特 別 演 習 IV		2					
情 報 科 学 特 別 研 究 I			2				
情 報 科 学 特 別 研 究 II			2				
情 報 科 学 特 別 研 究 III			2				
情 報 科 学 特 別 研 究 IV			2				
<化学領域演習・研究>							
化 学 特 別 演 習 I		2					
化 学 特 別 演 習 II		2					
化 学 特 別 演 習 III		2					
化 学 特 別 演 習 IV		2					
化 学 特 別 研 究 I			2				
化 学 特 別 研 究 II			2				
化 学 特 別 研 究 III			2				
化 学 特 別 研 究 IV			2				
<生物科学領域演習・研究>							
生 物 科 学 特 別 演 習 I		2					
生 物 科 学 特 別 演 習 II		2					
生 物 科 学 特 別 演 習 III		2					
生 物 科 学 特 別 演 習 IV		2					
生 物 科 学 特 別 研 究 I			2				
生 物 科 学 特 別 研 究 II			2				
生 物 科 学 特 別 研 究 III			2				
生 物 科 学 特 別 研 究 IV			2				

#### 指導教授及びアドバイザー

学生が主として指導を受ける教員を指導教授といい、教育・研究を円滑に進めるために指導を受ける指導教授以外の教員をアドバイザーという。なお、特別演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ及び特別研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳを担当する教員が指導教授となる。

#### 履修方法

指導教授の指導によって30単位以上を修得すること。その内訳は次のとおりとする。

- 1 基本・共通科目から4単位以上(学外研修Ⅰ、学外研修Ⅱは修了要件外のため除く)を修得すること。
- 2 指導教授の特別演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳは必修とし、2年間にわたり8単位(修業年限の短縮が認められた者については4単位)を修得すること。
- 3 指導教授の特別研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳは必修とし、2年間にわたり8単位(修業年限の短縮が認められた者については4単位)を修得すること。

- 4 化学領域演習・研究を履修する場合は、化学論文英語は必修とする。
- 5 「学外研修Ⅰ」「学外研修Ⅱ」の履修については、指導教授に了承を得ること。
- 6 指導教授が特に必要と認めた他の研究科の授業科目及び他大学大学院（神奈川県内の大学院間の単位互換協定校）の授業科目（講義科目のみ）を6単位まで修了要件として必要な単位に換算することができる。
- 7 長期履修制度に関する所定の手続きに従い申請等を行うことにより、修業年限を3年または4年とすることができる。

#### 修了要件

- 1 博士前期課程の修了要件は、本研究科に2年以上（修業年限の短縮が認められたものについては、1年以上）在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。
- 2 修士論文の審査を申請し得る者は、博士前期課程第2年次以上（修業年限の短縮が認められたものについては、1年次以上）に在学し、所定の授業科目について20単位以上を取得し、かつ、本研究科の指定する方法により外国語の学力に関する認定に合格した者に限る。

## 理学研究科 理学専攻 博士後期課程

授 業 科 目	単 位 数	
	講 義	演 習
理 学 特 別 研 究 I ( 講 義 )	2	
理 学 特 別 研 究 II ( 講 義 )	2	
理 学 特 別 研 究 I ( 演 習 )		3
理 学 特 別 研 究 II ( 演 習 )		3
理 学 特 別 研 究 III ( 演 習 )		3
理 学 特 別 研 究 IV ( 演 習 )		3
理 学 特 別 研 究 V ( 演 習 )		3
理 学 特 別 研 究 VI ( 演 習 )		3

## 指導教授及びアドバイザー

学生が主として指導を受ける教員を指導教授といい、教育・研究を円滑に進めるために指導を受ける、指導教授以外の教員をアドバイザーという。なお、講義及び演習を担当する教員が指導教授となる。

## 履修方法

- 1 学生は、指導教授による講義を4単位、さらに演習を6単位以上履修すること。  
なお、指導教授による演習は毎学期履修しなければならない。
- 2 指導教授の理学特別研究 I・II (講義)、理学特別研究 I・II (演習) は必修とする。
- 3 特別研究履修上、特に必要とする場合は、本研究科博士前期課程又は、他の研究科の科目を履修することができる。
- 4 ただし、上記3で修得した単位は、修了要件単位に算入することができない。

## 修了要件

- 1 博士後期課程の修了要件は、博士後期課程に3年以上在学し、10単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。
- 2 在学期間に関しては、優れた業績をあげ、所定の手続に従い、早期修了が認められた者にあつては、博士後期課程に1年以上(博士前期課程を1年で修了した者は2年以上)在学すれば足りるものとする。
- 3 博士論文の審査を申請し得る者は、博士後期課程において、所定の単位を修得し、必要な研究指導を受け、かつ本研究科の指定する方法により外国語の学力に関する認定に合格した者に限る。

## 工学研究科 工学専攻 博士前期課程

授業科目	単位数			授業科目	単位数		
	講義	演習	実験		講義	演習	実験
<b>(A類)</b>				物理化学特論	2		
<b>(機械工学分野)</b>				無機分析化学特論	2		
材料力学特論	2			有機化学特論	2		
機械材料特論	2			合成化学特論	2		
熱流体工学特論	2			生命分子化学特論	2		
機械力学特論	2			天然物化学特論	2		
制御工学特論	2			高分子化学特論	2		
生産工学特論	2			高分子物性特論	2		
計算機解析特論	2			電気化学特論	2		
材料強度学特論	2			無機結晶化学特論	2		
工作機械特論	2			フロンティア軌道特論	2		
伝熱工学特論	2			分子工学特論	2		
熱工学特論	2			電子材料特論	2		
流体工学特論	2			触媒化学特論	2		
振動工学特論	2			光化学特論	2		
システム制御工学特論	2			配位化学特論	2		
ロボット工学特論	2			環境化学特論	2		
構造解析特論	2			遺伝子工学特論	2		
加工学特論	2			反応機構解析特論	2		
知能機械特論	2			有機金属化学特論	2		
<b>(電気電子情報工学分野)</b>				有機機能材料特論	2		
電力システム工学特論	2			応用化学特論	2		
モータドライブ工学特論I	2			<b>(情報システム創成分野)</b>			
電子デバイス工学特論	2			数理計画法特論	2		
回路学特論	2			数理システム工学特論	2		
波動電子工学特論	2			数理解析特論	2		
通信工学特論	2			統計数学特論	2		
情報工学特論	2			情報数学特論	2		
知能システム工学特論	2			計算論理学特論	2		
エネルギーシステム工学特論	2			グラフ理論特論	2		
電力系統過渡解析論	2			統計解析特論	2		
モータドライブ工学特論II	2			データ解析特論	2		
パワーエレクトロニクス	2			情報システム工学特論	2		
量子エレクトロニクス	2			計画情報システム特論	2		
物性工学特論	2			システム信頼性工学特論	2		
電子回路特論	2			ソフトウェア工学特論I	2		
電磁界理論の応用	2			ソフトウェア工学特論II	2		
超音波エレクトロニクス	2			情報ネットワーク特論	2		
デジタルシステム設計論	2			技術社会特論	2		
情報セキュリティ特論	2			経済性工学特論	2		
言語処理工学特論	2			経営管理特論I	2		
知能情報システム特論	2			経営管理特論II	2		
再生可能エネルギー工学特論	2			オペレーションズ・リサーチ特論	2		
通信システム工学特論	2			経営数学特論	2		
信号処理特論	2			確率ネットワーク特論	2		
<b>(応用化学分野)</b>				AIシステムと人・社会特論	2		

授業科目	単位数			授業科目	単位数		
	講義	演習	実験		講義	演習	実験
AIプロデューサー特論	2			(B類)			
非線形解析特論	2			(機械工学領域輪講・研究)			
(経営工学分野)				機械工学輪講 I		1	
原価管理特論	2			機械工学輪講 II		1	
作業工学特論	2			機械工学輪講 III		1	
生産管理特論	2			機械工学輪講 IV		1	
生産計画特論	2			機械工学特別実験 I			1
生産マネジメント工学特論	2			機械工学特別実験 II			1
知能生産システム工学特論	2			機械工学特別実験 III			1
品質管理特論	2			機械工学特別実験 IV			1
システム工学特論	2			(電気電子情報工学領域輪講・研究)			
デザインマネジメント特論	2			電気工学輪講 I		1	
組織科学特論	2			電気工学輪講 II		1	
生産技術特論	2			電気工学輪講 III		1	
ロジスティクス工学特論	2			電気工学輪講 IV		1	
管理情報システム特論	2			電気工学特別実験 I			1
管理会計特論	2			電気工学特別実験 II			1
プロジェクトマネジメント特論	2			電気工学特別実験 III			1
人間工学特論	2			電気工学特別実験 IV			1
イノベーションマネジメント特論	2			(応用化学領域輪講・研究)			
経営データマイニング特論	2			応用化学輪講 I		1	
経営工学意思決定特論 I	2			応用化学輪講 II		1	
経営工学意思決定特論 II	2			応用化学輪講 III		1	
経営工学専門表現特論	2			応用化学輪講 IV		1	
(応用物理学分野)				応用化学特別実験 I			1
宇宙観測学特論	2			応用化学特別実験 II			1
人工知能特論	2			応用化学特別実験 III			1
放射線計測特論	2			応用化学特別実験 IV			1
量子物性特論	2			(情報システム創成領域輪講・研究)			
固体物理学特論	2			情報システム創成輪講 I		1	
統計力学特論	2			情報システム創成輪講 II		1	
高エネルギー宇宙物理学特論	2			情報システム創成輪講 III		1	
基礎光学特論	2			情報システム創成輪講 IV		1	
物質科学特論	2			情報システム創成特別実験 I			1
(生命機能工学分野)				情報システム創成特別実験 II			1
タンパク質科学特論	2			情報システム創成特別実験 III			1
植物生理化学特論	2			情報システム創成特別実験 IV			1
分子生物学特論	2			(経営工学領域輪講・研究)			
生命分子化学特論	2			経営工学輪講 I		1	
天然物化学特論	2			経営工学輪講 II		1	
配位化学特論	2			経営工学輪講 III		1	
有機金属化学特論	2			経営工学輪講 IV		1	
遺伝子工学特論	2			経営工学特別実験 I			1
植物生理学特論	2			経営工学特別実験 II			1
ゲノム遺伝学特論	2			経営工学特別実験 III			1
生化学特論	2			経営工学特別実験 IV			1
化粧品科学特論	2			(応用物理学領域輪講・研究)			
生命機能化学特論 A	2			応用物理学輪講 I		1	
生命機能化学特論 B	2			応用物理学輪講 II		1	

授業科目	単位数			授業科目	単位数		
	講義	演習	実験		講義	演習	実験
応用物理学輪講Ⅲ		1		(D類・共通科目) 他研究科および工学研 究科他専攻の科目			
応用物理学輪講Ⅳ		1					
応用物理学特別実験Ⅰ			1				
応用物理学特別実験Ⅱ			1				
応用物理学特別実験Ⅲ			1				
応用物理学特別実験Ⅳ			1				
(生命機能工学領域輪講・研究)							
生命機能工学輪講Ⅰ		1					
生命機能工学輪講Ⅱ		1					
生命機能工学輪講Ⅲ		1					
生命機能工学輪講Ⅳ		1					
生命機能工学特別実験Ⅰ			1				
生命機能工学特別実験Ⅱ			1				
生命機能工学特別実験Ⅲ			1				
生命機能工学特別実験Ⅳ			1				
(C類・共通科目)							
応用数学Ⅰ	2						
応用数学Ⅱ	2						
応用物理Ⅰ	2						
応用物理Ⅱ	2						
実践科学技術英語Ⅰ	1						
実践科学技術英語Ⅱ	1						
学外研修A			2				
学外研修B			2				

### 指導教授

学生は所属する専攻の科目のうちから演習の指導を受ける1科目(自己の最も専門に研究しようとする科目)を選び、研究科委員長の承認を得て、その科目担当の教員によって研究全般の指導を受けること。

この科目をその学生の専修科目と称し、担任教員を指導教授という。

### 履修方法

- 指導教授の指導によって、30単位以上を履修すること。その内訳は次のとおりとする。
  - A類から22単位以上(修業年限の短縮が認められた者については、26単位以上)。
    - 機械工学領域は「材料力学特論」「機械材料特論」「熱流体工学特論」「機械力学特論」「制御工学特論」「生産工学特論」のうち8単位以上を含める。
    - 電気電子情報工学領域は「電力システム工学特論」「モータドライブ工学特論Ⅰ」「電子デバイス工学特論」「回路学特論」「波動電子工学特論」「通信工学特論」「情報工学特論」「知能システム工学特論」「エネルギーシステム工学特論」のうち8単位以上を含める。
    - 応用化学領域は「物理化学特論」「無機分析化学特論」「有機化学特論」のうち4単位以上を含める。
    - 応用物理学領域は「宇宙観測学特論」「生物物理学特論」「放射線計測特論」「量子物性特論」「固体物理学特論」「統計力学特論」「高エネルギー宇宙物理学特論」「基礎光学特論」「物質科学特論」のうち4単位以上を含める。
  - B類から指導教授が行う輪講・特別実験8単位(修業年限の短縮が認められた者につ

いては、4単位)。指導教授が行う輪講・特別実験は、2年間にわたりI, II, III, IVの順に履修すること。同一開講期に複数の輪講及び特別実験をそれぞれ履修することはできない。ただし、研究科委員長が教育研究上、特に必要と認めた場合には、研究科委員会の承認を得て、これを変更することができる。

- (3) C類およびD類の取得単位は8単位までA類に換算することができる。
- (4) また、他大学大学院（神奈川県内の大学院間の単位互換協定校）の授業科目を10単位まで履修することができる。修得した単位は、C類およびD類と合わせて8単位まで、A類に換算することができる。
- 2 「学外研修A」「学外研修B」の履修については、指導教授に確認すること。
- 3 長期履修制度に関する所定の手続に従い申請等を行うことにより、修業年限を3年または4年とすることができる。
- 4 単位は、1年次修了までに（長期履修が認められた者については、修了前年度までに）20単位以上を修得すること。
- 5 本研究科の指定する方法で、修士論文の中間発表を行わなければならない。

#### 修了要件

- 1 博士前期課程の修了要件は、本研究科に2年次以上（修業年限の短縮が認められた者については、1年次以上）在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文または特定課題についての研究成果の審査及び最終試験に合格することとする。
- 2 修士論文または特定課題についての研究成果の審査を申請し得る者は、博士前期課程第2年次以上（修業年限の短縮が認められた者については、1年次以上）に在学し、所定の授業科目について20単位以上を修得し、かつ、本研究科の指定する方法により外国語の学力に関する認定に合格した者に限る。

## 工学研究科 工学専攻 博士後期課程

授 業 科 目	単 位 数	
	講 義	演 習
<b>(機械工学領域)</b>		
材料工学特殊研究Ⅰ(講義)	2	
材料工学特殊研究Ⅱ(講義)	2	
材料工学特殊研究Ⅰ(演習)		2
材料工学特殊研究Ⅱ(演習)		2
材料工学特殊研究Ⅲ(演習)		2
材料工学特殊研究Ⅳ(演習)		2
材料工学特殊研究Ⅴ(演習)		2
材料工学特殊研究Ⅵ(演習)		2
加工工学特殊研究Ⅰ(講義)	2	
加工工学特殊研究Ⅱ(講義)	2	
加工工学特殊研究Ⅰ(演習)		2
加工工学特殊研究Ⅱ(演習)		2
加工工学特殊研究Ⅲ(演習)		2
加工工学特殊研究Ⅳ(演習)		2
加工工学特殊研究Ⅴ(演習)		2
加工工学特殊研究Ⅵ(演習)		2
熱・流体工学特殊研究Ⅰ(講義)	2	
熱・流体工学特殊研究Ⅱ(講義)	2	
熱・流体工学特殊研究Ⅰ(演習)		2
熱・流体工学特殊研究Ⅱ(演習)		2
熱・流体工学特殊研究Ⅲ(演習)		2
熱・流体工学特殊研究Ⅳ(演習)		2
熱・流体工学特殊研究Ⅴ(演習)		2
熱・流体工学特殊研究Ⅵ(演習)		2
機械システム特殊研究Ⅰ(講義)	2	
機械システム特殊研究Ⅱ(講義)	2	
機械システム特殊研究Ⅰ(演習)		2
機械システム特殊研究Ⅱ(演習)		2
機械システム特殊研究Ⅲ(演習)		2
機械システム特殊研究Ⅳ(演習)		2
機械システム特殊研究Ⅴ(演習)		2
機械システム特殊研究Ⅵ(演習)		2
制御システム特殊研究Ⅰ(講義)	2	
制御システム特殊研究Ⅱ(講義)	2	
制御システム特殊研究Ⅰ(演習)		2
制御システム特殊研究Ⅱ(演習)		2
制御システム特殊研究Ⅲ(演習)		2
制御システム特殊研究Ⅳ(演習)		2
制御システム特殊研究Ⅴ(演習)		2
制御システム特殊研究Ⅵ(演習)		2

授 業 科 目	単 位 数	
	講 義	演 習
<b>(電気電子情報工学領域)</b>		
エネルギー・制御工学特殊研究Ⅰ(講義)	2	
エネルギー・制御工学特殊研究Ⅱ(講義)	2	
エネルギー・制御工学特殊研究Ⅰ(演習)		2
エネルギー・制御工学特殊研究Ⅱ(演習)		2
エネルギー・制御工学特殊研究Ⅲ(演習)		2
エネルギー・制御工学特殊研究Ⅳ(演習)		2
エネルギー・制御工学特殊研究Ⅴ(演習)		2
エネルギー・制御工学特殊研究Ⅵ(演習)		2
材料・デバイス工学特殊研究Ⅰ(講義)	2	
材料・デバイス工学特殊研究Ⅱ(講義)	2	
材料・デバイス工学特殊研究Ⅰ(演習)		2
材料・デバイス工学特殊研究Ⅱ(演習)		2
材料・デバイス工学特殊研究Ⅲ(演習)		2
材料・デバイス工学特殊研究Ⅳ(演習)		2
材料・デバイス工学特殊研究Ⅴ(演習)		2
材料・デバイス工学特殊研究Ⅵ(演習)		2
波動電子工学特殊研究Ⅰ(講義)	2	
波動電子工学特殊研究Ⅱ(講義)	2	
波動電子工学特殊研究Ⅰ(演習)		2
波動電子工学特殊研究Ⅱ(演習)		2
波動電子工学特殊研究Ⅲ(演習)		2
波動電子工学特殊研究Ⅳ(演習)		2
波動電子工学特殊研究Ⅴ(演習)		2
波動電子工学特殊研究Ⅵ(演習)		2
通信・情報工学特殊研究Ⅰ(講義)	2	
通信・情報工学特殊研究Ⅱ(講義)	2	
通信・情報工学特殊研究Ⅰ(演習)		2
通信・情報工学特殊研究Ⅱ(演習)		2
通信・情報工学特殊研究Ⅲ(演習)		2
通信・情報工学特殊研究Ⅳ(演習)		2
通信・情報工学特殊研究Ⅴ(演習)		2
通信・情報工学特殊研究Ⅵ(演習)		2

授 業 科 目	単 位 数	
	講 義	演 習
(応用化学領域)		
分子物性工学特殊研究Ⅰ(講義)	2	
分子物性工学特殊研究Ⅱ(講義)	2	
分子物性工学特殊研究Ⅰ(演習)		2
分子物性工学特殊研究Ⅱ(演習)		2
分子物性工学特殊研究Ⅲ(演習)		2
分子物性工学特殊研究Ⅳ(演習)		2
分子物性工学特殊研究Ⅴ(演習)		2
分子物性工学特殊研究Ⅵ(演習)		2
エネルギー変換化学特殊研究Ⅰ(講義)	2	
エネルギー変換化学特殊研究Ⅱ(講義)	2	
エネルギー変換化学特殊研究Ⅰ(演習)		2
エネルギー変換化学特殊研究Ⅱ(演習)		2
エネルギー変換化学特殊研究Ⅲ(演習)		2
エネルギー変換化学特殊研究Ⅳ(演習)		2
エネルギー変換化学特殊研究Ⅴ(演習)		2
エネルギー変換化学特殊研究Ⅵ(演習)		2
高分子機能材料特殊研究Ⅰ(講義)	2	
高分子機能材料特殊研究Ⅱ(講義)	2	
高分子機能材料特殊研究Ⅰ(演習)		2
高分子機能材料特殊研究Ⅱ(演習)		2
高分子機能材料特殊研究Ⅲ(演習)		2
高分子機能材料特殊研究Ⅳ(演習)		2
高分子機能材料特殊研究Ⅴ(演習)		2
高分子機能材料特殊研究Ⅵ(演習)		2
生体分子工学特殊研究Ⅰ(講義)	2	
生体分子工学特殊研究Ⅱ(講義)	2	
生体分子工学特殊研究Ⅰ(演習)		2
生体分子工学特殊研究Ⅱ(演習)		2
生体分子工学特殊研究Ⅲ(演習)		2
生体分子工学特殊研究Ⅳ(演習)		2
生体分子工学特殊研究Ⅴ(演習)		2
生体分子工学特殊研究Ⅵ(演習)		2
無機材料・分析化学特殊研究Ⅰ(講義)	2	
無機材料・分析化学特殊研究Ⅱ(講義)	2	
無機材料・分析化学特殊研究Ⅰ(演習)		2
無機材料・分析化学特殊研究Ⅱ(演習)		2
無機材料・分析化学特殊研究Ⅲ(演習)		2
無機材料・分析化学特殊研究Ⅳ(演習)		2
無機材料・分析化学特殊研究Ⅴ(演習)		2
無機材料・分析化学特殊研究Ⅵ(演習)		2
資源物質化学特殊研究Ⅰ(講義)	2	
資源物質化学特殊研究Ⅱ(講義)	2	
資源物質化学特殊研究Ⅰ(演習)		2
資源物質化学特殊研究Ⅱ(演習)		2
資源物質化学特殊研究Ⅲ(演習)		2
資源物質化学特殊研究Ⅳ(演習)		2
資源物質化学特殊研究Ⅴ(演習)		2
資源物質化学特殊研究Ⅵ(演習)		2

授 業 科 目	単 位 数	
	講 義	演 習
<b>(情報システム創成領域)</b>		
数理情報システム工学特殊研究Ⅰ(講義)	2	
数理情報システム工学特殊研究Ⅱ(講義)	2	
数理情報システム工学特殊研究Ⅰ(演習)		2
数理情報システム工学特殊研究Ⅱ(演習)		2
数理情報システム工学特殊研究Ⅲ(演習)		2
数理情報システム工学特殊研究Ⅳ(演習)		2
数理情報システム工学特殊研究Ⅴ(演習)		2
数理情報システム工学特殊研究Ⅵ(演習)		2
情報システム工学特殊研究Ⅰ(講義)	2	
情報システム工学特殊研究Ⅱ(講義)	2	
情報システム工学特殊研究Ⅰ(演習)		2
情報システム工学特殊研究Ⅱ(演習)		2
情報システム工学特殊研究Ⅲ(演習)		2
情報システム工学特殊研究Ⅳ(演習)		2
情報システム工学特殊研究Ⅴ(演習)		2
情報システム工学特殊研究Ⅵ(演習)		2
経営管理システム特殊研究Ⅰ(講義)	2	
経営管理システム特殊研究Ⅱ(講義)	2	
経営管理システム特殊研究Ⅰ(演習)		2
経営管理システム特殊研究Ⅱ(演習)		2
経営管理システム特殊研究Ⅲ(演習)		2
経営管理システム特殊研究Ⅳ(演習)		2
経営管理システム特殊研究Ⅴ(演習)		2
経営管理システム特殊研究Ⅵ(演習)		2
<b>(経営工学領域)</b>		
生産システム工学特殊研究Ⅰ(講義)	2	
生産システム工学特殊研究Ⅱ(講義)	2	
生産システム工学特殊研究Ⅰ(演習)		2
生産システム工学特殊研究Ⅱ(演習)		2
生産システム工学特殊研究Ⅲ(演習)		2
生産システム工学特殊研究Ⅳ(演習)		2
生産システム工学特殊研究Ⅴ(演習)		2
生産システム工学特殊研究Ⅵ(演習)		2
<b>(応用物理学領域)</b>		
応用物理学特殊研究Ⅰ(講義)	2	
応用物理学特殊研究Ⅱ(講義)	2	
応用物理学特殊研究Ⅰ(演習)		2
応用物理学特殊研究Ⅱ(演習)		2
応用物理学特殊研究Ⅲ(演習)		2
応用物理学特殊研究Ⅳ(演習)		2
応用物理学特殊研究Ⅴ(演習)		2
応用物理学特殊研究Ⅵ(演習)		2
<b>(生命機能工学領域)</b>		
生命機能化学特殊研究Ⅰ(講義)	2	
生命機能化学特殊研究Ⅱ(講義)	2	
生命機能化学特殊研究Ⅰ(演習)		2
生命機能化学特殊研究Ⅱ(演習)		2
生命機能化学特殊研究Ⅲ(演習)		2
生命機能化学特殊研究Ⅳ(演習)		2
生命機能化学特殊研究Ⅴ(演習)		2
生命機能化学特殊研究Ⅵ(演習)		2

#### 履修方法

- 1 学生は自己の最も専門に研究しようとする科目を選び、その演習を担当する教員から研究全般の指導を受けるものとする。
- 2 この科目をその学生の専修科目と称し、担任教員を指導教授という。
- 3 学生は指導教授による講義を4単位、演習を4単位の合計8単位以上を修得しなければならない。なお、講義はⅠ、Ⅱ、演習はⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ、Ⅵの順に履修し、指導教授による演習科目は毎学期履修しなければならない。ただし、博士後期課程に3年（休学期間を除く）を超えて在籍する場合はこの限りではない。

#### 修了要件

- 1 博士後期課程の修了要件は、博士後期課程に3年以上在学し、8単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。
- 2 在学期間に関しては、優れた研究業績をあげ、所定の手続に従い、修業年限の短縮が認められた者にあつては、博士後期課程に1年以上（博士前期課程を1年で修了した者は2年以上）在学すれば足りるものとする。
- 3 博士論文の審査を申請し得る者は、博士後期課程において、所定の単位を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、本研究科の指定する方法により外国語の学力に関する認定に合格した者に限る。

## 工学研究科 建築学専攻 博士前期課程

授業科目	単位数			授業科目	単位数		
	講義	演習	実験		講義	演習	実験
(A 類)				建築実務実習 I			4
構造安定特論	2			建築実務実習 II			4
鋼構造特論	2			建築実務実習 III			4
鉄筋コンクリート構造特論	2			建築実務実習 IV			2
サステナブル建築構造特論	2			(B 類)			
地震防災工学特論	2			建築学輪講 I		1	
信頼性設計特論	2			建築学輪講 II		1	
木質構造特論	2			建築学輪講 III		1	
建築基礎特論	2			建築学輪講 IV		1	
建築施工特論	2			建築学特別実験 I			2
構造デザイン特論	2			建築学特別実験 II			2
建築生産工業化特論	2			建築学特別実験 III			2
リスクマネジメント特論	2			建築学特別実験 IV			2
建築史保存特論 I	2			建築設計特別実験 I			2
建築史保存特論 II	2			建築設計特別実験 II			2
建築計画特論 I	2			建築設計特別実験 III			2
建築計画特論 II	2			建築設計特別実験 IV			2
建築設計特論 I	2			(C 類)			
建築設計特論 II	2			応用数学 I	2		
建築設計特論 III	2			応用数学 II	2		
建築設計特論 IV	2			応用物理 I	2		
都市計画特論 I	2			応用物理 II	2		
都市計画特論 II	2			実践科学技術英語 I	1		
建築環境特論 I	2			実践科学技術英語 II	1		
建築環境特論 II	2			学外研修 A			2
建築環境特論 III	2			学外研修 B			2
建築設備特論 I	2			(D 類)			
建築設備特論 II	2			他研究科および工学研			
建築設備特論 III	2			究科他専攻の科目			
建築設備特論 IV	2						
建築不動産学特論	2						
建築批評特論 I	2						
建築批評特論 II	2						
神奈川地域学	2						

## 指導教授

学生は所属する専攻の科目のうちから演習の指導を受ける1科目(自己の最も専門に研究しようとする科目)を選び、研究科委員長の承認を得て、その科目担当の教員によって研究全般の指導を受けること。

この科目をその学生の専修科目と称し、担任教員を指導教授という。

## 履修方法

- 1 指導教授の指導によって、30単位以上を履修すること。その内訳は次のとおりとする。
- (1) A類から18単位以上。ただし、建築実務実習は14単位修得しても修了認定単位は8単位。

(修業年限の短縮が認められた者については、24単位以上。)

- (2) B類から指導教授が行う輪講・特別実験12単位。(修業年限の短縮が認められた者に

については、6単位。)ただし、建築学特別実験と建築設計特別実験は同一 Semester で両方を履修することはできない。

- (3) C類およびD類の取得単位は8単位までA類に換算することができる。
- (4) また、他大学大学院(神奈川県内の大学院間の単位互換協定校)の授業科目を10単位まで履修することができる。修得した単位は、C類およびD類と合わせて8単位まで、A類に換算することができる。
- 2 「学外研修A」「学外研修B」の履修については、指導教授に確認すること。
- 3 長期履修制度に関する所定の手続に従い申請等を行うことにより、修業年限を3年または4年とすることができる。
- 4 単位は、1年次修了までに(長期履修が認められた者については、修了前年度までに)20単位以上を修得すること。
- 5 本研究科の指定する方法で、修士論文または特定課題についての研究成果の中間発表を行わなければならない。

#### 修了要件

- 1 博士前期課程の修了要件は、本研究科に2年次以上(修業年限の短縮が認められた者については、1年次以上)在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文または特定課題についての研究成果の審査及び最終試験に合格することとする。
- 2 修士論文または特定課題についての研究成果の審査を申請し得る者は、博士前期課程第2年次以上(修業年限の短縮が認められた者については、1年次以上)に在学し、所定の授業科目について20単位以上を修得し、かつ、本研究科の指定する方法により外国語の学力に関する認定に合格した者に限る。

## 工学研究科 建築学専攻 博士後期課程

授 業 科 目	単 位 数	
	講 義	演 習
建築都市防災工学特殊研究Ⅰ（講義）	2	
建築都市防災工学特殊研究Ⅱ（講義）	2	
建築都市防災工学特殊研究Ⅰ（演習）		2
建築都市防災工学特殊研究Ⅱ（演習）		2
建築都市防災工学特殊研究Ⅲ（演習）		2
建築都市防災工学特殊研究Ⅳ（演習）		2
建築都市防災工学特殊研究Ⅴ（演習）		2
建築都市防災工学特殊研究Ⅵ（演習）		2
建築構造設計工学特殊研究Ⅰ（講義）	2	
建築構造設計工学特殊研究Ⅱ（講義）	2	
建築構造設計工学特殊研究Ⅰ（演習）		2
建築構造設計工学特殊研究Ⅱ（演習）		2
建築構造設計工学特殊研究Ⅲ（演習）		2
建築構造設計工学特殊研究Ⅳ（演習）		2
建築構造設計工学特殊研究Ⅴ（演習）		2
建築構造設計工学特殊研究Ⅵ（演習）		2
建築都市文化学特殊研究Ⅰ（講義）	2	
建築都市文化学特殊研究Ⅱ（講義）	2	
建築都市文化学特殊研究Ⅰ（演習）		2
建築都市文化学特殊研究Ⅱ（演習）		2
建築都市文化学特殊研究Ⅲ（演習）		2
建築都市文化学特殊研究Ⅳ（演習）		2
建築都市文化学特殊研究Ⅴ（演習）		2
建築都市文化学特殊研究Ⅵ（演習）		2
建築都市設計学特殊研究Ⅰ（講義）	2	
建築都市設計学特殊研究Ⅱ（講義）	2	
建築都市設計学特殊研究Ⅰ（演習）		2
建築都市設計学特殊研究Ⅱ（演習）		2
建築都市設計学特殊研究Ⅲ（演習）		2
建築都市設計学特殊研究Ⅳ（演習）		2
建築都市設計学特殊研究Ⅴ（演習）		2
建築都市設計学特殊研究Ⅵ（演習）		2
建築環境計画学特殊研究Ⅰ（講義）	2	
建築環境計画学特殊研究Ⅱ（講義）	2	
建築環境計画学特殊研究Ⅰ（演習）		2
建築環境計画学特殊研究Ⅱ（演習）		2
建築環境計画学特殊研究Ⅲ（演習）		2
建築環境計画学特殊研究Ⅳ（演習）		2
建築環境計画学特殊研究Ⅴ（演習）		2
建築環境計画学特殊研究Ⅵ（演習）		2
建築環境設備学特殊研究Ⅰ（講義）	2	
建築環境設備学特殊研究Ⅱ（講義）	2	
建築環境設備学特殊研究Ⅰ（演習）		2
建築環境設備学特殊研究Ⅱ（演習）		2
建築環境設備学特殊研究Ⅲ（演習）		2
建築環境設備学特殊研究Ⅳ（演習）		2
建築環境設備学特殊研究Ⅴ（演習）		2
建築環境設備学特殊研究Ⅵ（演習）		2

#### 履修方法

- 1 学生は自己の最も専門に研究しようとする科目を選び、その演習を担当する教員から研究全般の指導を受けるものとする。
- 2 この科目をその学生の専修科目と称し、担任教員を指導教授という。
- 3 学生は指導教授による講義を4単位、演習を4単位の合計8単位以上を修得しなければならない。なお、指導教授による演習科目は毎学期履修しなければならない。

#### 修了要件

- 1 博士後期課程の修了要件は、博士後期課程に3年以上在学し、8単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。
- 2 在学期間に関しては、優れた研究業績をあげ、所定の手続に従い、修業年限の短縮が認められた者にあつては、博士後期課程に1年以上（博士前期課程を1年で修了した者は2年以上）在学すれば足りるものとする。
- 3 博士論文の審査を申請し得る者は、博士後期課程において、所定の単位を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、本研究科の指定する方法により外国語の学力に関する認定に合格した者に限る。

## 歴史民俗資料学研究科 歴史民俗資料学専攻 博士前期課程

授業科目	単位数			授業科目	単位数		
	講義	演習	実習		講義	演習	実習
(必修)				(B類)			
歴史民俗資料学総論	2			芸術文化資料学特論	2		
歴史民俗資料学論文演習 A		2		書籍史料学特論	2		
歴史民俗資料学論文演習 B		2		建築文化資料学特論	2		
(A類)				文化人類学特論	2		
〈歴史資料学〉				考古資料学特論	2		
古代史料学特論 I	2			人文地理学特論	2		
古代史料学特論 II	2			歴史地理学特論	2		
中世史料学特論 I	2			多民族論	2		
中世史料学特論 II	2			アジア史特論	2		
近世史料学特論 I	2			博物館展示学特論	2		
近世史料学特論 II	2			博物館資料学特論	2		
近代史料学特論 I	2			アーカイブズ学特論	2		
近代史料学特論 II	2			(C類)			
現代史料学特論 I	2			国際理解(英語)I	1		
現代史料学特論 II	2			国際理解(英語)II	1		
〈民俗資料学〉				国際理解(中国語)I	1		
民俗社会資料学特論 I	2			国際理解(中国語)II	1		
民俗社会資料学特論 II	2			国際理解(日本語)I	1		
民俗技術資料学特論 I	2			国際理解(日本語)II	1		
民俗技術資料学特論 II	2			(D類)			
アジア民俗資料学特論 I	2			歴史史料調査実習 I			1
アジア民俗資料学特論 II	2			歴史史料調査実習 II			1
メディア民俗資料学特論 I	2			民俗資料調査実習 I			1
メディア民俗資料学特論 II	2			民俗資料調査実習 II			1
観光民俗資料学特論 I	2						
観光民俗資料学特論 II	2						
文化遺産資料学特論 I	2						
文化遺産資料学特論 II	2						

## 指導教授

学生は、研究科委員会の承認を得て指導教授を決め、修了するまで研究全般の指導を受けるものとする。

指導教授は2名とすることができ、その場合には、いずれか一方を主たる指導教授とし、他を従たる指導教授とする。

指導教授を変更する際は、研究科委員会の承認を必要とする。

従たる指導教授は、年度ごとに変更することができ、研究科委員会に届け出るものとする。

## 履修方法

指導教授の指導によって、

- 「歴史民俗資料学総論」は、必修科目とする。
- 主たる指導教授の「歴史民俗資料学論文演習AまたはB」を8単位修得すること。なお、主たる指導教授が学生の研究上必要と認める場合には、従たる指導教授の「歴史民俗資料学論文演習AまたはB」を8単位修得すること。

- B」を8単位まで履修することができる。ただし、修業年限の短縮が認められた者については、主たる指導教授の「歴史民俗資料学論文演習AおよびB」を4単位、従たる指導教授の「歴史民俗資料学論文演習AおよびB」を4単位修得すること。
- 3 上記2について、長期履修を認められた者（修業年限が3年または4年）についても、主たる指導教授の「歴史民俗資料学論文演習AまたはB」を8単位修得すること。なお、主たる指導教授の「歴史民俗資料学論文演習AまたはB」、従たる指導教授の「歴史民俗資料学論文演習AまたはB」を長期履修終了時まで履修することができる。
  - 4 A類から、講義科目Ⅰ又はⅡを、最低2つの科目群にまたがり10単位以上を修得すること。なお、主たる指導教授の講義科目Ⅰ及びⅡ（4単位）は必修とする。
  - 5 B類から、講義科目を6単位以上修得すること。
  - 6 C類から、同一言語の外国語科目Ⅰ及びⅡを2単位修得すること。
  - 7 D類から、実習科目を2科目2単位以上修得すること。
  - 8 講義科目Ⅰ及びⅡ、演習科目A及びBは、どちらを先に履修してもよい。
  - 9 指導教授が研究上特に必要と認めたときは、他の研究科又は学部の課程による単位を8単位まで、他大学大学院（神奈川県内の大学院間の単位互換協定校）の授業科目を10単位まで履修することができる。
  - 10 上記1～9の科目を含め合計30単位以上を修得すること。なお、上記9による修得単位は8単位を上限としてB類に換算する。ただし、学部の課程による単位は除く。

#### 修了要件

- 1 博士前期課程の修了要件は、本研究科に2年以上（修業年限の短縮が認められた者については、1年以上）在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査および最終試験に合格することとする。
- 2 修士論文の審査を申請し得る者は、博士前期課程第2年次以上（修業年限の短縮が認められた者については、博士前期課程第1年次以上）に在学し、所定の授業科目について20単位以上を修得し、かつ、本研究科の指定する方法により外国語の学力に関する認定に合格した者に限る。

## 歴史民俗資料学研究科 歴史民俗資料学専攻 博士後期課程

授業科目	単位数		授業科目	単位数	
	講義	演習		講義	演習
(必修)			(B類)		
歴史民俗資料学論文特殊研究演習 A		2	国際理解(英語) I	1	
歴史民俗資料学論文特殊研究演習 B		2	国際理解(英語) II	1	
(A類)			国際理解(中国語) I	1	
〈歴史資料学〉			国際理解(中国語) II	1	
古代史料学特殊研究 I	2		国際理解(日本語) I	1	
古代史料学特殊研究 II	2		国際理解(日本語) II	1	
中世史料学特殊研究 I	2				
中世史料学特殊研究 II	2				
近世史料学特殊研究 I	2				
近世史料学特殊研究 II	2				
近代史料学特殊研究 I	2				
近代史料学特殊研究 II	2				
現代史料学特殊研究 I	2				
現代史料学特殊研究 II	2				
〈民俗資料学〉					
民俗社会資料学特殊研究 I	2				
民俗社会資料学特殊研究 II	2				
民俗技術資料学特殊研究 I	2				
民俗技術資料学特殊研究 II	2				
アジア民俗資料学特殊研究 I	2				
アジア民俗資料学特殊研究 II	2				
メディア民俗資料学特殊研究 I	2				
メディア民俗資料学特殊研究 II	2				
観光民俗資料学特殊研究 I	2				
観光民俗資料学特殊研究 II	2				
文化遺産資料学特殊研究 I	2				
文化遺産資料学特殊研究 II	2				

## 指導教授

学生は、研究科委員会の承認を得て指導教授を決め、学位論文の作成、その他の研究全般の指導を受けるものとする。

指導教授は2名とすることができ、その場合には、いずれか一方を主たる指導教授とし、他を従たる指導教授とする。

指導教授を変更する際は、研究科委員会の承認を必要とする。

従たる指導教授は、年度ごとに変更することができ、研究科委員会に届け出るものとする。

## 履修方法

指導教授の指導によって、

- 1 主たる指導教授の「歴史民俗資料学論文特殊研究演習 A または B」を12単位修得すること。なお、

主たる指導教授が学生の研究上必要と認める場合には、従たる指導教授の「歴史民俗資料学論文特殊研究演習AまたはB」を12単位まで履修することができる。

- 2 A類から、講義科目ⅠまたはⅡを最低2つの科目群にまたがり10単位以上を修得すること。なお、主たる指導教授の講義科目Ⅰ及びⅡ（4単位）は必修とする。
- 3 B類から、同一言語の外国語科目ⅠおよびⅡを2単位修得すること。
- 4 講義科目ⅠおよびⅡ、演習科目AおよびBは、どちらを先に履修してもよい。
- 5 上記1～4の科目を含め合計24単位以上を修得しなければならない。

#### 修了要件

- 1 博士後期課程の修了要件は、博士後期課程に3年以上在学し、24単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査および最終試験に合格することとする。
- 2 博士論文の審査を申請し得る者は、博士後期課程において、所定の単位を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、本研究科の指定する方法により外国語の学力に関する認定に合格した者に限る。

別表2 教育職員免許状の種類

本大学院で取得できる専修免許状の種類は、次のとおりである。

取得できる研究科・専攻		免許状の種類・教科	
研究科	専攻	中学校（専修）	高等学校（専修）
法学研究科	法律学専攻	—	公民
経済学研究科	経済学専攻	—	地理歴史、公民
経営学研究科	国際経営専攻	—	公民
人文学研究科	欧米言語文化専攻	英語	英語
	日本文化専攻	国語	国語
理学研究科	理学専攻	数学、理科	数学、理科
工学研究科	工学専攻	数学	数学、情報、工業
歴史民俗資料学研究科	歴史民俗資料学専攻	社会	地理歴史

別表3 令和6年度 授業料、履修費、聴講料その他の学費  
授業料等(博士前期課程、博士後期課程)

(単位：円)

区分	研究科	令和4・5年度 入学学生適用	令和6年度 入学学生適用	備考
入学検定料	全研究科		35,000	
入学金	博士前期課程 法学研究科 経済学研究科 経営学研究科 人文学研究科 人間科学研究科 理学研究科 工学研究科 歴史民俗資料学研究科		250,000	
	博士後期課程 法学研究科 経済学研究科 経営学研究科 人文学研究科 人間科学研究科 理学研究科 工学研究科 歴史民俗資料学研究科		250,000	
授業料	法学研究科 博士前期課程			
	法学研究科 博士後期課程			
	経済学研究科 博士前期課程	500,000	500,000	
	経済学研究科 博士後期課程			
	経営学研究科 博士前期課程	500,000	500,000	
	経営学研究科 博士後期課程			
	人文学研究科 博士前期課程	720,000	720,000	
	人文学研究科 博士後期課程			
人間科学研究科 博士前期課程	500,000	500,000		
人間科学研究科 博士後期課程				
演習費	理学研究科 博士前期課程	25,000	25,000	
	理学研究科 博士後期課程			
	工学研究科 博士前期課程			
	工学研究科 博士後期課程			
	歴史民俗資料学研究科 博士前期課程			
	歴史民俗資料学研究科 博士後期課程			
実験実習費	理学研究科 博士前期課程	95,000	95,000	
	理学研究科 博士後期課程			
施設設備資金	法学研究科 博士前期課程	160,000	160,000	
	法学研究科 博士後期課程			
	経済学研究科 博士前期課程			
	経済学研究科 博士後期課程			
	経営学研究科 博士前期課程	230,000	230,000	
	経営学研究科 博士後期課程			
	人文学研究科 博士前期課程			
	人文学研究科 博士後期課程			
人間科学研究科 博士前期課程	160,000	160,000		
人間科学研究科 博士後期課程				
理学研究科 博士前期課程				
理学研究科 博士後期課程				
工学研究科 博士前期課程				
工学研究科 博士後期課程				
歴史民俗資料学研究科 博士前期課程				
歴史民俗資料学研究科 博士後期課程				

(注) 本学卒業生および本大学院博士前期課程または専門職学位課程修了者に限り「入学金」と「施設設備資金」は表欄中の金額の半額である。ただし、本学卒業生および本大学院博士前期課程または専門職学位課程修了者で、博士後期課程に入学する者の「入学金」は無料である。

## 授業料等(専門職学位課程)

区分	研究科	学費	備考
授業料			
施設設備資金			
履修費、聴講料			
科目等履修費(1単位につき)		27,000	
法学研究科 科目等履修費(コース登録制)		190,000	
聴講料(1単位につき)		13,000	
研究生研究費(大学院)			
研究科	年間学費	半期学費	
法学・経済学・経営学・人文学・人間科学・歴史民俗資料学研究科	420,000	210,000	
理学・工学研究科	535,000	267,500	

## ○神奈川大学学位規程

昭和42年4月1日

施行

## (目的)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条の規定に基づき、本学が授与する学位について必要な事項を定めるものとする。

## (学位の名称)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士及び専門職学位とし、専攻分野を付記するものとする。

2 前項の規定により付記する専攻分野は別表1のとおりとする。

3 前項に定めるもののほか、修士及び博士について、当該研究科が適当と認めるときは、学位に付記する専攻分野の名称を学術とすることができる。

## (学士の学位授与要件)

第3条 学士の学位は、本大学学則の定めるところにより、本大学を卒業した者に授与する。

## (修士の学位授与要件)

第4条 修士の学位は、本大学院学則の定めるところにより、修士課程又は博士前期課程を修了した者に授与する。

2 前項の規定により修士論文又は特定の課題についての研究成果（以下「修士論文等」という。）の審査を申請するには、修士論文等3部（正本1部、副本2部）を作成し、修士学位論文提出届又は特定の課題についての研究成果提出届を添付し、指導教授を通じ、研究科委員長に提出するものとする。ただし、あらかじめ指定された日時までに提出しなければならない。

3 前項の規定により修士論文等の審査を申請し得る者は、修士課程又は博士前期課程第2年次以上に在学し、所定の授業科目について20単位以上を取得し、かつ、当該研究科の指定する方法により外国語の学力に関する認定に合格した者に限る。ただし、当該研究科の承認を得た場合には、在学期間が1年に満たなくとも修士論文等を提出することができる。

4 外国語の学力に関する認定は、1か国語について行う。

5 前2項の規定にかかわらず、当該研究科が特別の事由があると認めるときは、外国語の学力に関する認定を免除することができる。

## (博士の学位授与要件)

第5条 博士の学位は、次の各号の者に対し授与する。

(1) 本大学院学則の定めるところにより、博士課程を修了した者。

(2) 本大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、本大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学識を有することが確認された者。

2 前項第1号の規定により博士の学位授与申請をするには、博士論文3部（正本1部、副本2部）を作成し、論文要旨及び履歴書を添え、指導教授を通じ研究科委員長に提出するものとする。

3 前項の規定により博士論文の審査を申請し得る者は、博士後期課程において、すでに所定の単位（博士前期課程において修得した単位を含む。）を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、当該研究科の指定する方法により外国語の学力に関する認定に合格した者に限る。

4 前項の規定にかかわらず、当該研究科が特別の事由があると認めるときは、外国語の学力に関する認定を免除することができる。

5 第1項第2号の規定により博士の学位を得ようとする者は、学位申請書類（別表4）に学位論文（正本1部、副本4部）及び所定の学位論文審査手数料（別表5）を添え、その論文の審査を受けようとする研究科委員会を指定して、学長に提出するものとする。

6 本大学院の博士後期課程に3年以上在学し、所定の研究指導を受け退学した者が、再入学しないで博士の学位を得ようとする場合も、前項の規定による。ただし、学位論文審査手数料については退学後5年以内に限り免除する。

（専門職学位の授与要件）

第5条の2 専門職学位は、本大学院学則の定めるところにより、専門職大学院の課程を修了した者に授与する。

（学位論文審査員）

第6条 研究科委員会は学位論文（修士課程又は博士前期課程にあつては特定の課題についての研究成果を含む。以下同じ。）の審査及びこれに関連する試験等を実施するため、指導教授を主査として当該研究科の担当教員3名以上からなる審査委員会を組織する。ただし、必要に応じて本大学院学則第6条第1項に規定された者以外の本学教員、他大学教員又は研究所の研究員等を審査員に加えることができる。

（審査期間）

第7条 修士論文等の審査並びに最終試験は、当該論文の提出期間後おおむね2か月以内に、また、博士論文の審査並びに最終試験は、当該論文提出後、おおむね1年以内に終了する

ものとする。

(最終試験)

第8条 最終試験は学位論文を中心として、これに広く関連する授業科目にわたって行う。

2 最終試験施行の日時は、各研究科ごとにおおむね統一して行うものとし、大学院委員会において決定する。

(学識の確認)

第9条 第5条第1項第2号により学位を請求した場合は、学位申請者が専攻学術に関し、本大学院の博士課程の教育課程を終えて学位を授与される者と同等以上に広い学識を有することを確認するものとする。

2 本大学院の博士後期課程に所定の修業年限以上在学し、所定の研究指導を受け退学した者が、再入学しないで5年以内に博士の学位を得ようとする場合は、前項の学識の確認を免除することができる。

(研究科委員会の審査手続)

第10条 学位論文の審査手続は、各研究科委員会の定めるところによる。

(学位授与の決定及び授与)

第11条 研究科委員会において学位論文の審査及び試験に合格した者に対しては、大学院委員会の審議を経て、学長が学位を授与する。

(学位論文要旨等の公表)

第12条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3か月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第13条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表し「神奈川大学審査学位論文」と明記するものとする。ただし、学位の授与を受ける前に、既に公表したときはこの限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由があるときは、大学院委員会の承認を得て、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。なお、その公表に際しては、その当該論文の要約に「神奈川大学審査学位論文の要約」と明記するものとする。また、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学が指定するインター

ネットの利用により行うものとする。

(学位名称の使用)

第14条 学位の授与を受けた者が学位の名称を用いるときは、本大学名を「学士（法学・神奈川大学）」「修士（法学・神奈川大学）」及び「博士（法学・神奈川大学）」のよう  
に付記するものとする。

(学位授与の取り消し)

第15条 不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又は学位を得た者が  
その名誉を汚辱する行為があったときは、大学院委員会の議を経て、その学位を取り消す  
ものとする。

(学位記の様式)

第16条 学位記の様式は、別表2及び別表3から別表3の4までのとおりとする。

(学位論文の保存)

第17条 審査を終了した学位論文は本学図書館に保存することとする。

(学則の準用)

第18条 その他本規程に定めるもの以外は、本大学学則又は本大学院学則の定めるところ  
による。

(規程の改廃)

第19条 大学に係る本規程の改廃は、評議会の審議を経て、理事会が行う。

2 大学院に係る本規程の改廃は、大学院委員会の審議を経て、理事会が行う。

附 則

この規程は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年4月1日）

この規程は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（平成元年4月1日改正）

1 本学位規程は平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成2年4月1日改正）

1 本学位規程は平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成3年4月1日改正）

1 本学位規程は平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成3年11月12日改正）

1 本学位規程は平成3年11月12日から施行し、平成3年10月1日から適用する。

- 附 則（平成4年3月1日改正）
- 1 本学位規程は平成4年3月1日から施行する。
- 附 則（平成4年4月1日改正）
- 1 本学位規程は平成4年4月1日から施行する。
- 附 則（平成5年4月1日改正）
- 1 本学位規程は平成5年4月1日から施行する。
- 附 則（平成6年4月1日改正）
- 1 本学位規程は平成6年4月1日から施行する。
- 附 則（平成7年4月1日改正）
- 1 本学位規程は平成7年4月1日から施行する。
- 附 則（平成12年4月1日改正）
- 1 本学位規程は平成12年4月1日から施行し、平成11年4月1日から適用する。
- 附 則（平成13年4月1日改正）
- 1 本学位規程は平成13年4月1日から施行する。
- 附 則（平成14年4月1日改正）
- 1 本学位規程は平成14年4月1日から施行する。
- 附 則（平成15年4月1日改正）
- 1 本学位規程は平成15年4月1日から施行する。
- 附 則（平成16年4月1日改正）
- 1 本学位規程は平成16年4月1日から施行する。
- 附 則（平成17年4月1日改正）
- 1 本学位規程は平成17年4月1日から施行する。
- 附 則（平成18年4月1日改正）
- 1 本学位規程は平成18年4月1日から施行する。
  - 2 この規程の施行の際、経済学部貿易学科、工学部電気電子情報工学科、応用化学科及び経営工学科、第二法学部法律学科、第二経済学部経済学科及び貿易学科、第二工学部機械工学科及び電気電子情報工学科に在学する学生については、当該学生が在学する間、なお従前の例による。
- 附 則（平成19年3月15日改正）
- 1 本学位規程は、平成19年3月15日から施行する。
- 附 則（平成21年4月1日改正）

- 1 本学位規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日改正）

- 1 本学位規程は、平成23年4月1日から施行する。

- 2 この規程の施行の際、外国語学研究科英語英文学専攻博士前期課程及び博士後期課程に在学する学生については、当該学生が在学する間、なお従前の例による。

附 則（平成24年4月1日改正）

- 1 本学位規程は、平成24年4月1日から施行する。

- 2 この規程の施行の際、工学部電子情報フロンティア学科に在学する学生については、当該学生が在学する間、なお従前の例による。

附 則（平成25年4月1日改正）

- 1 本学位規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日改正）

- 1 本学位規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日改正）

- 1 本学位規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年7月30日改正）

- 1 本学位規程は、平成27年7月30日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成28年4月1日改正）

- 1 本学位規程は、平成28年4月1日から施行する。

- 2 この規程の施行の際、理学研究科情報科学専攻、化学専攻及び生物科学専攻の博士前期課程及び博士後期課程に在学する学生については、当該学生が在学する間、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月29日改正）

- 1 本学位規程は、平成30年3月29日から施行する。

附 則（平成30年11月8日改正）

- 1 本学位規程は、平成30年11月8日から施行する。

附 則（平成31年4月1日改正）

- 1 本学位規程は、平成31年4月1日から施行する。

- 2 この規程の施行の際、工学研究科機械工学専攻、電気電子情報工学専攻、応用化学専攻及び経営工学専攻の博士前期課程及び博士後期課程に在学する学生については、当該学生が在学する間、なお従前の例による。

附 則（平成31年4月1日改正）

- 1 本学位規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日改正）

- 1 本学位規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、外国語学部国際文化交流学科に在学する学生については、当該学生が在学する間、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月25日改正）

- 1 本学位規程は、令和3年3月25日から施行する。

附 則（令和4年4月1日改正）

- 1 本学位規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、工学部建築学科に在学する学生については、当該学生が在学する間、なお従前の例による。

附 則（令和5年4月1日改正）

- 1 本学位規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日の前日において理学部又は工学部に在学する学生については、当該学生が在学する間、なお従前の例による。

附 則（令和6年4月1日改正）

- 1 本学位規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、外国語学研究所に在学する学生については、当該学生が在学する間、なお従前の例による。

別表1（第2条第2項関係）

1 学士の学位

学部	学科	学位（専攻分野の名称）
法学部	法律学科	学士（法学）
	自治行政学科	学士（行政学）
経済学部	経済学科	学士（経済学）
	現代ビジネス学科	学士（商学）
経営学部	国際経営学科	学士（国際経営学）
外国語学部	英語英文学科	学士（文学）
	スペイン語学科	
	中国語学科	
国際日本学部	国際文化交流学科	学士（文学）
	日本文化学科	
	歴史民俗学科	

人間科学部	人間科学科	学士（人間科学）
理学部	理学科	学士（理学）
工学部	機械工学科	学士（工学）
	電気電子情報工学科	
	経営工学科	
	応用物理学科	
建築学部	建築学科	学士（建築学）
化学生命学部	応用化学科	学士（化学生命学）
	生命機能学科	
情報学部	計算機科学科	学士（情報学）
	システム数理学科	

## 2 修士の学位

研究科	専攻	学位（専攻分野の名称）
法学研究科	法律学専攻	修士（法学）
経済学研究科	経済学専攻	修士（経済学）
経営学研究科	国際経営専攻	修士（経営学）
人文学研究科	欧米言語文化専攻	修士（文学）
	中国言語文化専攻	
	日本文化専攻	
人間科学研究科	人間科学専攻	修士（人間科学）
理学研究科	理学専攻	修士（理学）
工学研究科	工学専攻	修士（工学）
	建築学専攻	
歴史民俗資料学研究科	歴史民俗資料学専攻	修士（歴史民俗資料学）

## 3 博士の学位

研究科	専攻	学位（専攻分野の名称）
法学研究科	法律学専攻	博士（法学）
経済学研究科	経済学専攻	博士（経済学）
経営学研究科	国際経営専攻	博士（経営学）
人文学研究科	欧米言語文化専攻	博士（文学）
	中国言語文化専攻	
	日本文化専攻	
人間科学研究科	人間科学専攻	博士（人間科学）
理学研究科	理学専攻	博士（理学）
工学研究科	工学専攻	博士（工学）
	建築学専攻	
歴史民俗資料学研究科	歴史民俗資料学専攻	博士（歴史民俗資料学）

## 4 専門職の学位

研究科	専攻	学位
—	—	—

別表2(第16条関係)

第 割印 号
卒 業 証 書 ・ 学 位 記
<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">校 印</div> <div style="text-align: right; padding-right: 20px;">           氏 名            年 月 日生         </div> </div>
<p>本学 学部 学科所定の課程を修めて本学を卒業したことを認め学士( )の学位を授与する</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p>
<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">神奈川大学</div> <div style="text-align: center;">学部長 氏 名</div> <div style="border: 1px solid black; width: 50px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">職印</div> </div>
<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">神 奈 川 大 学 長 氏 名</div> <div style="border: 1px solid black; width: 50px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">職印</div> </div>

備考 理学部数学コース、物理コース、化学コース、生物コース、地球環境科学コース及び総合理学コース並びに情報学部先端情報領域プログラムを修了した者については、学科名称の後にコース名称又はプログラム名称を付記する。

別表3(第16条関係)

	修第	割印	号
<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <span style="font-size: 24px;">校 印</span> </div>	学 位 記		
	氏		名
	年	月	日生
<p>本学大学院          研究科          専攻の博士前期(修士)課程において所定の単位を 修得し特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格したことを認める</p>			
	神奈川大学大学院 委員長 氏	研究科委員会 名	[職印]
<p>上記委員長の認定により修士(          )の学位を授ける</p>			
	年	月	日
	神奈川大学長 氏	名	[職印]

備考 工学研究科工学専攻を修了した者については、専攻名称の後に領域名称を付記する。

別表3の2(第16条関係)

		修第	割印	号
		学	位	記
校印			氏	名
			年	月 日生
本学大学院		研究科	専攻の博士前期(修士)課程において所定の 単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したことを認める	
		神奈川大学大学院	研究科委員会	
		委員長	氏	名 <input type="text" value="職印"/>
上記委員長の認定により修士( )の学位を授ける				
年 月 日				
		神奈川大学長	氏	名 <input type="text" value="職印"/>

備考 人間科学研究科、理学研究科及び工学研究科工学専攻を修了した者については、専攻名称の後に領域名称を付記する。

別表3の3(第16条関係)

	博甲第	割印	号
学	位	記	
<div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 80px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">             校 印           </div>	氏	年	月
			名 日生
本学大学院      研究科      専攻の博士課程      において所定 の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したことを認める			
神奈川大学大学院      研究科委員会 委員長      氏      名 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">職印</span>			
上記委員長の認定により博士(      )の学位を授ける			
年      月      日			
神奈川大学長      氏      名 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">職印</span>			

備考 人間科学研究科、理学研究科及び工学研究科工学専攻を修了した者については、専攻名称の後に領域名称を付記する。

別表3の4(第16条関係)

		博乙第	割印	号
学		位 記		
校 印	氏		名	
	年	月	日	生
<p>本学に博士の学位論文を提出しその審査及び試験に合格しかつ所定の学力を有するものと認める</p>				
		神奈川大学大学院	研究科委員会	
		委員長	氏	名 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">職印</span>
<p>上記委員長の認定により博士( )の学位を授ける</p>				
年	月	日		
		神奈川大学長	氏	名 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">職印</span>

## 別表4 学位申請関係書類の様式(第5条第5項関係)

## (1) 第5条第5項の規定による学位申請書の様式

学 位 申 請 書		
貴学学位規程第5条第1項第2号の規定により論文に論文要旨、履歴書及び論文審査手数料を添えて、博士( )の学位の授与を申請いたします		
年	月	日
		氏 名 ㊟
神奈川大学長		殿

備考 学位申請書は2通、論文は正副合わせて5通(参考論文についても同様)、論文要旨は5通(4,000字以内)、履歴書2通を提出すること。

(2) 学位申請書添付書類の様式

(イ) 論文目録の様式

学 位 論 文	論 文 目 録	目 録
1 題 目	1 題 目	
2 公表の方法及び時期	2 公表の方法及び時期	
3 部 数	3 部 数	
参 考 論 文	1 題 目	
	2 公表の方法及び時期	
	3 部 数	
	そ の 他 の 論 文 目 録	目 (発表年月) (発表機関名)
	年 月 日	
		学位申請者 氏 名 印

- 備 考 (1) 論文目録は5通提出すること。  
(2) 論文題目が外国語の場合には、和訳を付記すること。  
(3) 参考論文が2種類以上あるときは、列記すること。  
(4) 論文がまだ公表されていないときは、その予定を記載すること。  
(5) その他の論文目録は学位論文及び参考論文以外のすべての論文について、発表順に年月を追って記載すること。

(ロ) 第5条第5項の規定による履歴書の様式

履 歴 書		氏 名	年 月 日 生
本籍又は国籍 現 住 所			
学 歴	年 月 日		
	年 月 日		
職 歴	年 月 日		
	年 月 日		
研 究 歴	年 月 日		
	年 月 日		
上記のとおり相違ありません			
	年 月 日	氏 名	印

備考 (1) 学歴は、旧制の中学校または新制の高等学校卒業以後の履歴について、年次を追って記載すること。

(2) 本大学院博士後期課程所定の単位を修得済の者は、その単位取得証明書を添付すること。

別表5 学位論文審査手数料（第5条第5項関係）

学位請求者	手数料
本大学院博士後期課程に3年以上在学し、所定の研究指導を受けた者で、本大学院学則第24条に規定する修業年限内に論文を提出する者。	無料
本大学院博士後期課程に3年以上在学し、所定の研究指導を受けた者で、退学後5年以内に論文を提出する者。	免除
その他の者。	15万円

## 5 単位と学修時間について

単位とは、授業科目を修得するための学修時間を数値で表したもので、授業科目ごとに異なります。学修時間は授業時間と必要な授業外（予習・復習）時間とで構成されており、最終的に試験その他の方法によって合格と判定されたとき、その授業科目の単位が与えられます。

1年間の授業期間は前学期と後学期に分かれ、これまでは前学期、後学期各15週、通年で30週としていましたが、2018年度から1時限を90分授業から100分授業に変更し、各期14週で行います。各期の基本的な授業時間数は合計で1,350分（90分×15週）から1,400分（100分×14週）となりますが、これを同程度と見なし、単位数と学修時間数の関係はこれまでの考え方を踏襲するものとします。以下に、単位数ごとに必要なこれまでの学修時間数の例を示しますので、参照してください。

本学での各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間以外に必要な学修等を考慮して、次の基準によって計算しています。

1. 講義及び演習については、15時間から30時間での授業をもって1単位とする。
2. 実験、実習及び実技については、30時間から45時間での授業をもって1単位とする。
3. 講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、5時間の講義及び20時間の実験の授業をもって1単位とする。

なお、授業時間割上の45分を1時間とみなし、授業時間数は100分×14週をもって30時間とみなします。

授業時間割	単位数	学修時間数	授業時間数	授業外（予習・復習）時間数
半期週1回	1単位	45時間×1単位 =45時間	2時間×1回×15週 =30時間	45時間-30時間 =15時間 (週1時間)
	2単位	45時間×2単位 =90時間		90時間-30時間 =60時間 (週4時間)
半期週2回	2単位	45時間×2単位 =90時間	2時間×2回×15週 =60時間	90時間-60時間 =30時間 (週2時間)
	4単位	45時間×4単位 =180時間		180時間-60時間 =120時間 (週8時間)
通年週1回	4単位	45時間×4単位 =180時間	2時間×1回×30週 =60時間	180時間-60時間 =120時間 (週4時間)

大学を卒業するため、あるいは上位年次に進級するためには、各学部・学科で定められた「卒業要件単位数」を修得しなければなりません。卒業や進級に必要な単位数等は、各学科の「教育課程表」に記載されていますのでよく読んで理解してください。